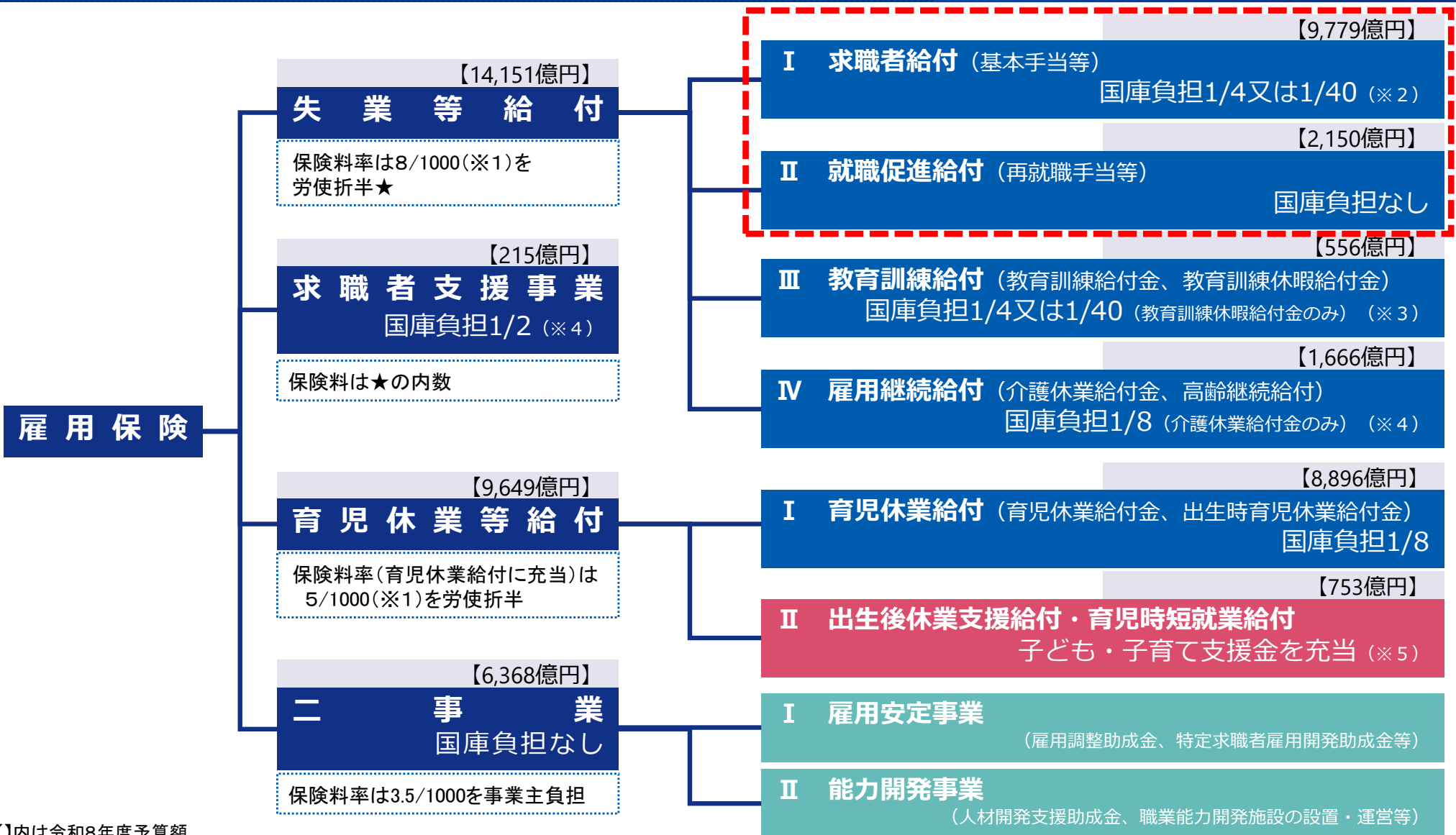


求職者給付等について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日主に御議論いただきたい項目



【】内は令和8年度予算額。

※1 法律の本則上の保険料率を記載。令和8年度は、失業等給付：6/1000、育児休業給付：4/1000。

※2 国庫負担割合は、政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる(日雇労働求職者給付金については1/3又は1/30)。また、これとは別に、失業等給付及び求職者支援事業に要する費用に充てるため、予算で定めるところにより、国庫から繰入を実施することができる。

※3 令和7年10月1日施行。国庫負担割合は、基本手当と同様に政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる。

※4 求職者支援事業の国庫負担割合は、当分の間、本則の55%水準に引き下げ。介護休業給付金の国庫負担割合は、令和8年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。

※5 令和7年4月1日施行。財源は全額子ども・子育て支援金であり、雇用保険料は充てられない。

基本手当について

雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人未満の労働者を雇用する事業＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を原則全て適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

<適用除外>【法6】

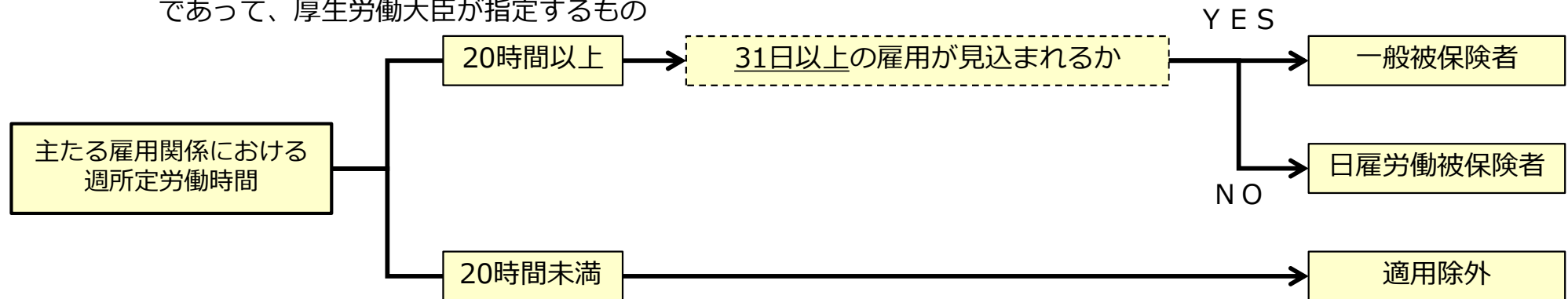
- ① 1週間の所定労働時間が**20時間（※2）**未満である者
- ② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間（※2）以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※3）であって、適用区域（※4）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 令和10年10月以降は「10時間」

※3 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※4 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの



雇用保険の被保険者と給付方式の種類

被保険者の種類	給付方式
（１）一般被保険者 被保険者のうち（２）、（３）及び（４）以外の者	基本手当【法13】 <u>離職前賃金の50%～80%（給付日額2,562～9,110円）を、年齢と被保険者期間、離職理由に応じて、90日～360日の給付日数の間、失業認定を受けた日について支給。</u> ※令和6年雇用保険法改正により、令和10年10月から法定の賃金日額の下限額（①）を屈折点（給付率が80%となる点）の額の4分の1に、最低賃金日額（②）を最低賃金（全国加重平均）で週10時間を働いた場合を基礎として設定。 ※①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定する。
（２）高年齢被保険者【法37の2 I】 65歳以上の被保険者（（３）又は（４）に該当しない者）	高年齢求職者給付金【法37の4】 <u>高年齢被保険者が失業した場合であって、離職の日前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当の一定日数分（30日又は50日分）の一時金が支給される。</u>
（３）短期雇用特例被保険者【法38 I】 被保険者であって、<u>季節的に雇用されるもの</u>のうち次のいずれにも該当しない者（（４）を除く） ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者 ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者（※） ※令和6年雇用保険法改正により、令和10年10月から「10時間以上30時間未満」に変更。	特例一時金【法40】 <u>短期雇用特例被保険者が失業した場合であって、離職の前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当日額の30日分（当分の間、40日分）の特例一時金が支給される。</u>
（４）日雇労働被保険者【法43 I】 被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。 ① 適用区域に居住し、適用事業に雇用される者 ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者 ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者	日雇労働求職者給付金【法45】 <u>日雇労働被保険者が失業した場合であって、失業の日の属する月の前2か月間において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。</u>

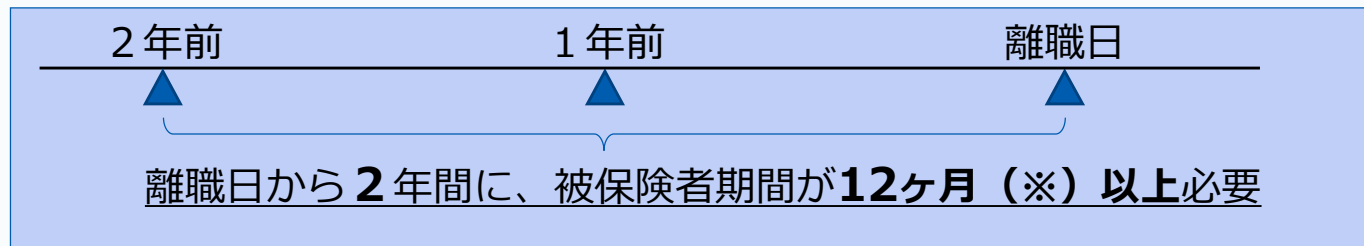
基本手当の受給要件

(1) 基本手当の受給に必要な被保険者期間【法13】

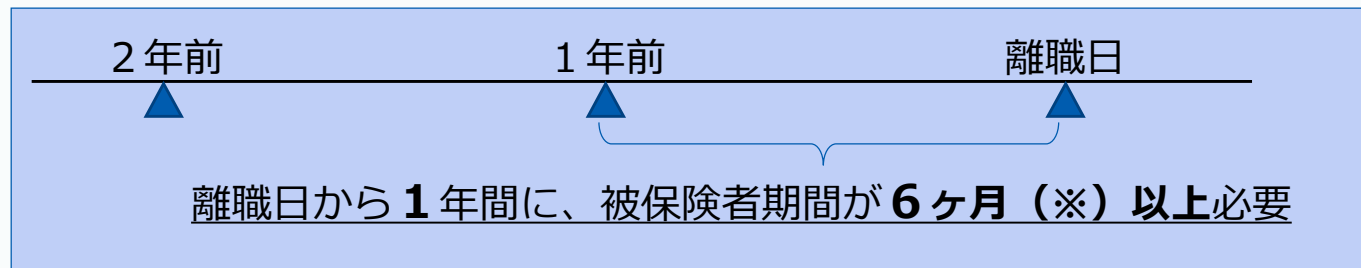
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※ 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

※ 被保険者であった期間のうち、離職日から1ヶ月ごとに区切っていった期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合、1ヶ月として計算(法14条1項、3項)

自己都合離職者に係る基本手当の給付制限の概要

- 正当な理由がなく自己の都合により離職した者は、待期満了の翌日から1か月間（※1）（5年以内に2回を超える場合は3か月）は、求職者給付（基本手当）が支給されない（給付制限）（※2）（※3）。

※1 令和7年3月31日以前に離職した者は2か月間

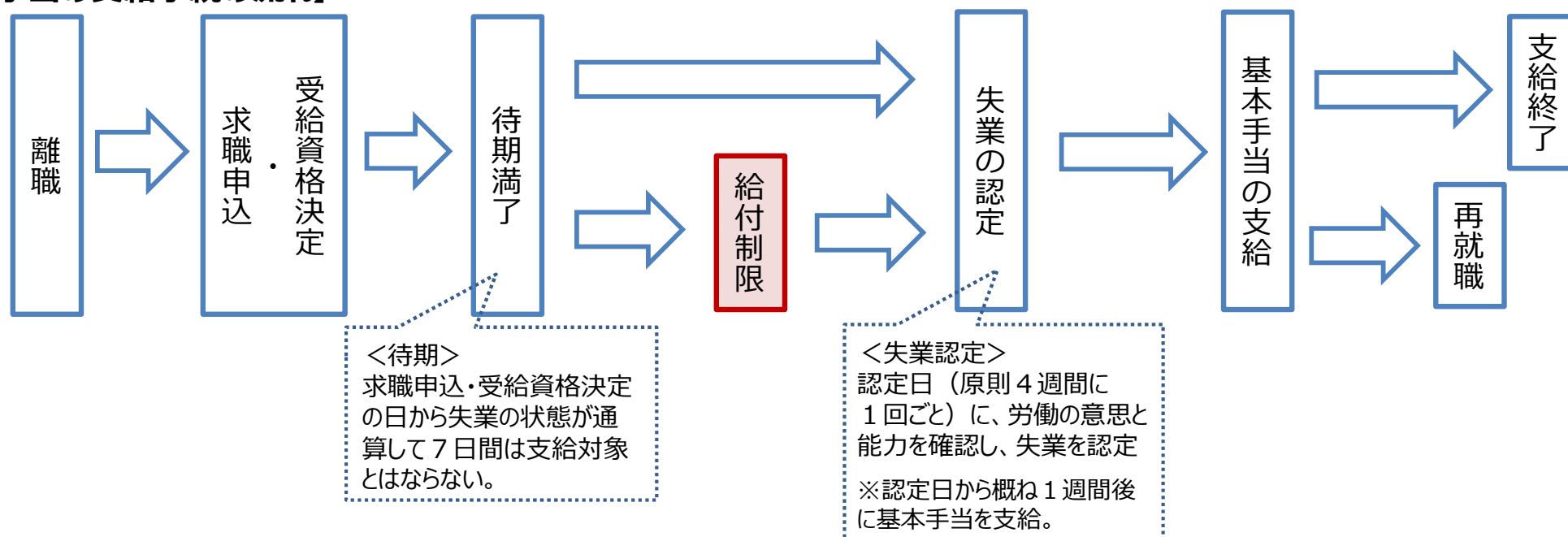
※2 以下の場合には給付制限が解除され、基本手当の受給が可能

①公共職業安定所長の受講指示を受けて公共職業訓練等の受講を開始した場合

②離職期間中や離職日前1年以内に自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練（公共職業訓練等に加えて教育訓練給付金の対象講座等も含む。）を受けた場合（令和7年4月1日以降に訓練受講を開始した場合に限る。）

※3 給付制限期間中に再就職した場合でも再就職手当の受給は可能。

【基本手当の受給手続の流れ】



＜給付制限の考え方＞

- 雇用保険の求職者給付（基本手当）は、倒産・解雇など自らの意思によらない失業に対して給付を行うことが基本。
- ①自らの意思により離職する者をそうでない者と同様に扱うことは、基本手当を受給することを目的として離職する者の発生を助長しかねないこと、②離職前に求職活動中の生活設計を立て得るなど、解雇等のために急に収入の途絶えた者とは生活保障の必要性が相当程度異なることなどから、正当な理由のない自己都合離職の場合について給付制限の制度が設けられている。

基本手当の賃金日額の上下限・給付率（概要）

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

賃金日額の年齢別上限額【法17】（令和8年8月1日～）

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	3,203円	14,900円
30歳以上45歳未満		16,540円
45歳以上60歳未満		18,220円
60歳以上65歳未満		17,400円

基本手当の給付率【法16】（令和8年8月1日～）

（60歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,203 - 5,480円	80%	2,562-4,384円
5,480-13,490円	80-50%	4,384-6,745円
13,490-18,220円	50%	6,745-9,110円

（60歳以上65歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,203- 5,480円	80%	2,562-4,384円
5,480-12,120円	80-45%	4,384-5,454円
12,120-17,400円	45%	5,454-7,830円

基本手当の所定給付日数

(イ)倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ)一般の離職者（(イ)又は(ハ)以外の者）

被保険者であった 期間 区分	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、令和9年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ)就職困難な者（障害者等）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

特定受給資格者の概要

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったこと（※1）等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- (5) 離職の直前6ヶ月間のうちに3月連続して45時間超、1月で100時間以上又は2～6月平均で月80時間を超える時間外・休日労働（※2）が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと（※1）
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記（8）に該当する者を除く。）
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者
- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

（※1）平成29年1月より施行 （※2）平成31年4月より施行

特定理由離職者の概要

- 期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（特定受給資格者を除く）

① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

※令和9年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数となる（令和9年3月31日までの暫定措置）

※契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う(令和9年3月31日までの暫定措置)

(a)契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、その後に設定された場合又は不更新条項が追加された場合

(b)契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合

② 正当な理由のある自己都合により離職した者

- (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- (6) その他、上記「特定受給資格者の範囲」の2.(11)に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者

等

離職理由による基本手当の給付制限期間・被保険者期間・所定給付日数の比較

離職理由による区分		給付制限期間	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	なし	離職前 1 年以内に 6 か月	90日～330日
特定理由 離職者	期間の定めのある労働契約について更新を希望したにも関わらず更新されなかったことにより離職した者			90日～330日 ※令和 9 年 3 月 31 日までの 暫定措置
	その他やむを得ない理由により離職した者		離職前 2 年以内に 12 か月	90日～150日
その他	定年・契約期間満了により離職した者			
	正当な理由がなく自己の都合により離職した者	1 か月（※） （5 年以内に 2 回を超える 場合は 3 か月）		
	自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者	3 か月		
就職困難者 （障害者等）		（離職理由による）	（離職理由による）	150日～360日

※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に離職した場合には、給付制限 2 か月（ただし、5 年間で 3 回以上の自己都合離職の場合には 3 か月）。また、受講指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合に加えて、離職期間中や離職日前 1 年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合に、給付制限を解除。

基本手当に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成29年改正 (同年4月施行)
主な改正の趣旨・内容		- 中高年層を中心に倒産、解雇等により離職した者への求職者給付の重点化 - 短時間就労者等の適用要件の見直しに伴う日額改定	- 通常労働者とパートタイム労働者の給付内容の一本化 - 壮年層の給付日数の改善 - 基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消	- 特定理由離職者区分の創設 - 個別延長給付の創設	賃金日額の引上げ	- 倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数の引上げ - 賃金日額の引上げ
法定賃金日額 ※（）内は短時間労働被保険者	- 下限：3,960円(2,970) - 上限：13,560～18,080円	- 下限：4,290円(2,150) - 上限：14,720～19,620円	- 下限：2,140円 - 上限：13,160～16,080円	同 左	- 下限：2,320円(法定額) - 上限：12,870～15,730円	- 下限：2,460円(※2) - 上限：13,370～15,590円
給付率 ※（）内は60歳以上	60(50)～80%	同 左	50(45)～80%	同 左	同 左	同 左
所定給付日数	年齢に応じ 90～300日	特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～180日	特定受給資格者 90～330日(※1) 特定受給資格者以外： 90～150日	特定受給資格者（特定理由離職者も同様）： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～150日	同 左	同 左(※3)

※1 特定受給資格者のうち壮年層（35歳以上45歳未満の者）かつ被保険者期間10年以上20年未満、20年以上の者の所定給付日数を拡充。
（210日→240日）（240日→270日）

※2 毎年8月に改定する賃金日額について、下限額が最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合には、当該最低賃金日額を下限額とする。

※3 特定受給資格者（暫定措置による特定理由離職者含む）のうち30歳～45歳未満かつ被保険者期間1年以上5年未満の者の所定給付日数を拡充。
（30歳以上35歳未満：90日→120日、35歳以上45歳未満：90日→150日）

（注）特定理由離職者の給付日数延長措置については、平成21年改正で措置され、平成24年改正で2年間、平成26年改正で3年間、平成29年改正で5年間（有期労働契約が更新されなかったことによる離職者に限る。）、令和4年改正で3年間、令和6年改正で2年間延長（令和8年度末まで）されている。

基本手当の賃金日額の上下限・給付率（イメージ）

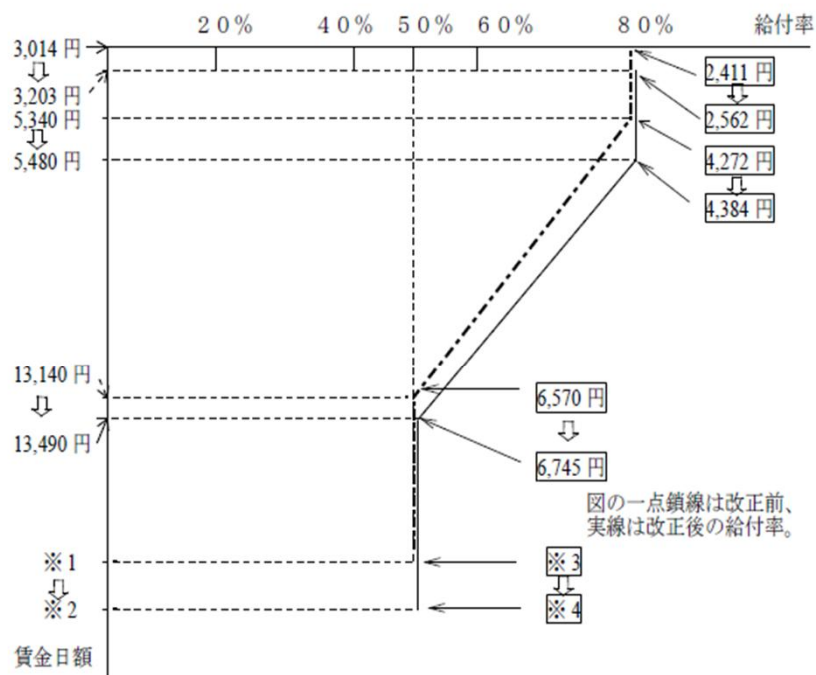
令和 8 年 8 月 1 日変更前後の基本手当の賃金日額の上下限・給付率

○基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等について、毎月勤労統計における労働者の平均給与額の変動に応じて変更しているが、これにより変更した最低額が、最低賃金日額（地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額）を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされている。

基本手当の給付率新旧比較図
(令和 8 年 8 月 1 日変更)

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の口数値は、基本手当日額

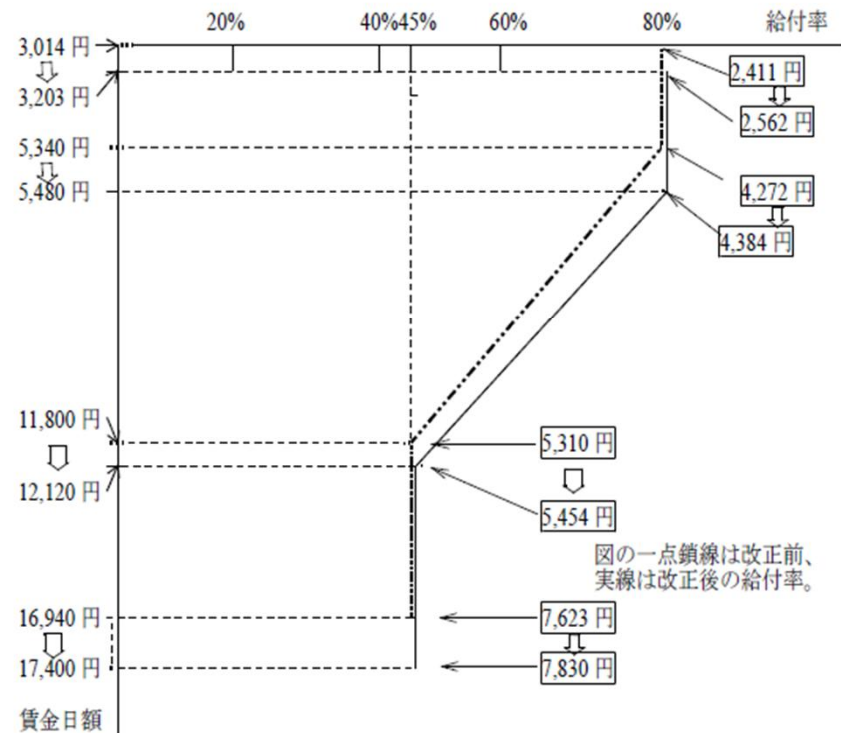


(注) ※1 及び ※2 の賃金日額の上限額並びに ※3 及び ※4 の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	14,510 円	14,900 円	7,255 円	7,450 円
30歳以上45歳未満	16,110 円	16,540 円	8,055 円	8,270 円
45歳以上60歳未満	17,740 円	18,220 円	8,870 円	9,110 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の口数値は、基本手当日額

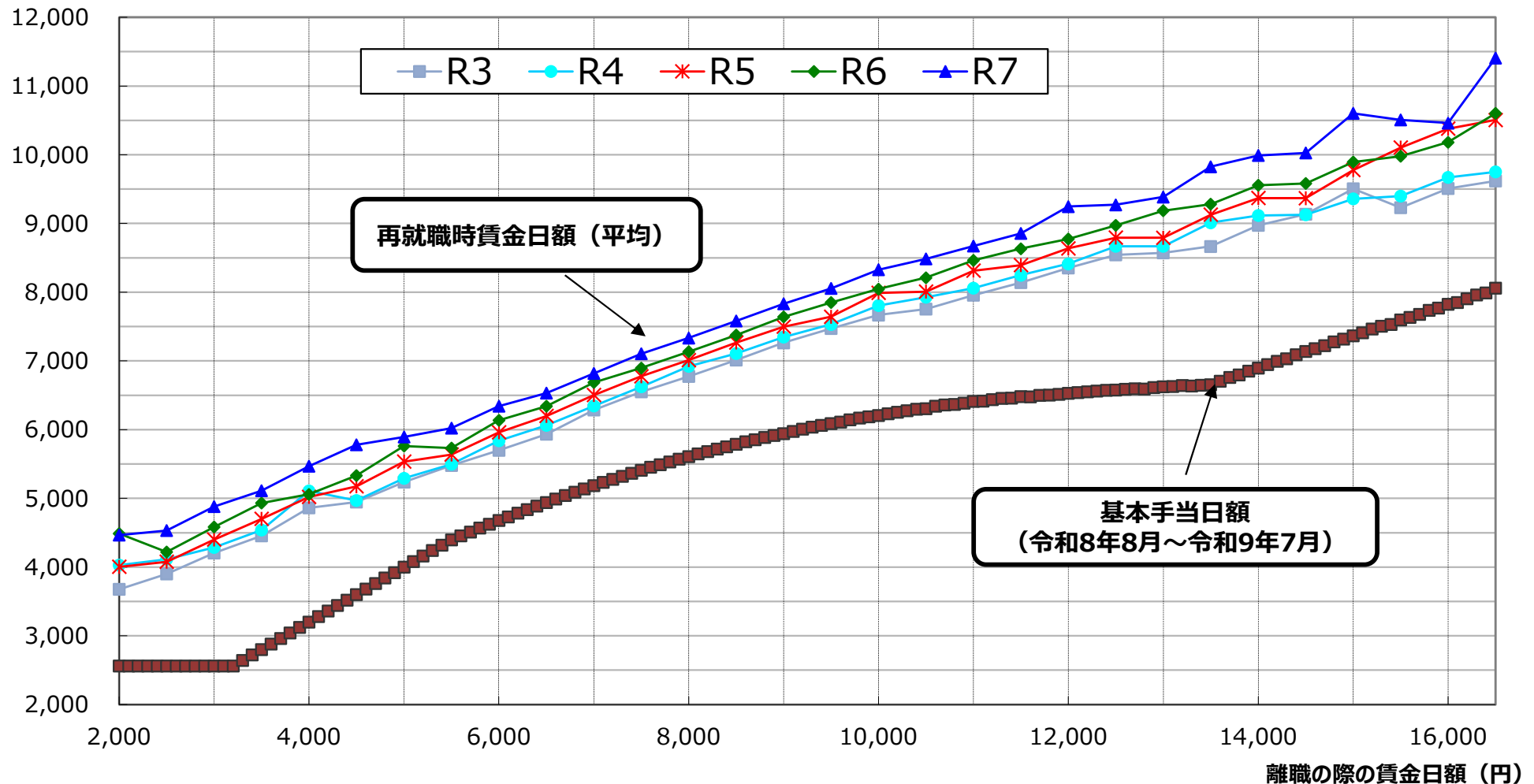


基本手当日額と再就職時賃金日額（平均）の比較

- 令和8年8月に改定された基本手当日額と、令和3年度～令和7年度の再就職時賃金日額（平均）を比較すると、離職前賃金日額の水準に関わらず、再就職時賃金日額が上回っている。

基本手当日額と再就職時賃金日額（平均）の比較

基本手当日額・再就職時賃金日額



(注1) 再就職時賃金日額（平均）は、各年度に受給資格決定をした者のうち、令和8年5月末までに雇用保険被保険者として就職した者の平均賃金日額。

(注2) 基本手当日額は、令和8年8月～令和9年7月のものであり、年齢別の就職者数を加重した平均額を使用。

貸金日額の計算について

- 基本手当日額は、「賃金日額」に一定の支給率を乗じることにより算定（法第16条①）。賃金日額は、「被保険者期間として計算された最後の6箇月間に支払われた賃金」をもとに算定（法第17条①）。
- 一方、給与計算には一定の時間が必要であることから、事業主においては、当該最後の6箇月間のうち最終月の賃金額が未確定のまま手続きを行った上で、最終月の賃金額が確定してから再度ハローワークに連絡し、ハローワークで離職票を補正するという状況が発生しており、事業主・ハローワーク等の事務負担になっている。

様式第6号(2)(第7条関係)										雇用保険被保険者離職票-2									
① 被保険者番号		4800-010566-2						③ フリガナ		コウ タロウ				④ 年		月		日	
② 事業所番号		4801-001186-9						離職者氏名		雇用 太郎				令和		4		9 30	
⑤ 名称		労働市場センター 株式会社						⑥ 離職者の		〒403-0014				富士吉田市竜ヶ丘2-4-3					
事業所所在地		東京都千代田区霞が関1-2-1						住所又は居所											
電話番号		03-5253-1111								電話番号(0555) 23 - 8609									
住所		東京都練馬区上石神井4-8-4						年		令和 4		年 10 月 5 日		日付で交付した離職票-1		[交付番号 000000 書]に係る賃金支払状況である。			
事業主		労働市場センター 株式会社						氏名		代表取締役 労働 邦一		センター		公共職業安定所長		公共職業安定所長印			
離職の日以前の賃金支払状況等																			
④ 被保険者期間賃金対象期間		⑤ ① 一般被保険者等		② 雇用の開始日		③ 賃金支払対象期間		④ 賃金の基礎日数		⑤ 賃金		⑥ 額		⑦ 備考					
離職日の翌日		10月1日		10月1日		10月1日		10月1日		⑧		⑨		計					
9月1日～離職日		10月1日		10月1日		10月1日		10月1日		賃金支払対象期間		日数		賃金額					
8月1日～8月31日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		9月1日～離職日		30		未計算					
7月1日～7月31日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		8月1日～8月31日		31		285,000					
6月1日～6月30日		月 30 日		月 30 日		月 30 日		月 30 日		7月1日～7月31日		31		312,000					
5月1日～5月31日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		6月1日～6月30日		30		225,000					
4月1日～4月30日		月 30 日		月 30 日		月 30 日		月 30 日		5月1日～5月31日		31		323,000					
3月1日～3月31日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		4月1日～4月30日		30		246,000					
2月1日～2月28日		月 28 日		月 28 日		月 28 日		月 28 日											
1月1日～1月31日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		月 31 日											
12月1日～12月31日		月 31 日		月 31 日		月 31 日		月 31 日											
11月1日～11月30日		月 30 日		月 30 日		月 30 日		月 30 日											
月 日～月 日		月 日		月 日		月 日		月 日											
月 日～月 日		月 日		月 日		月 日		月 日											

事業主 雇主 記入欄		離職理由		非離職区分
☐	☐	1 事業所の閉鎖等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職		1 A
☐	☐	2 定年によるもの 定年による離職 (定年 歳) 定年後の継続雇用 { 希望していた (以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください) a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由で (年齢に係るものを除く。以下同じ。) に該当したため (解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定め「継続雇用しないことのできる事由」に該当して離職した場合も含む。) b 平成25年3月31日以前に労働協定により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため c その他 (具体的な理由:)		1 B 2 A 2 B
☐	☐	3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期間到来による離職 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する・しない) (有・無) (有・無) (有・無)		2 C 2 D 2 E
被保険者期間として計算された最後の6箇月間 → 給与計算には一定の時間が必要であること から、最終月の賃金額が未確定のまま手続きが行われることがある				
☐	☐	(1) 更新又は延長することの確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) 労働者から契約の更新又は延長 { 希望する旨の申出があった { 希望しない旨の申出があった { 希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取り消しになったことによる場合を含む。) c (aに該当する場合は、更に下記5のうち、該当するものは離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記のものに○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。)		3 A 3 B 3 C 3 D 4 D 5 E
☐	☐	(3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職		1 A 1 B 2 A
☐	☐	4 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇 (重責解雇を除く。) (2) 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ① 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動 (故意の排挤、嫌がらせ等) を ② その他 (理由を具体的に)		2 B 2 C
☐	☐	(1) 離職にあつては事業主から (資金転付、資金運配、時間外労働、採用条件との相違等) があつたと労働者が判断したため ① 労働条件に係る問題 (資金転付、資金運配、時間外労働、採用条件との相違等) があつたと労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動 (故意の排挤、嫌がらせ等) を		2 A 2 B 2 C 2 E

(参考) 第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項、第六節及び次章において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し…

特定受給資格者・特定理由離職者の平均給付日数（平成30年度及び令和7年度）

- 令和7年度の特定受給資格者及び特定理由離職者の平均給付日数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度と同様、平均して所定給付日数の5～8割が受給されている。

所定給付日数

被保険者期間 ／年齢区分	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	－
30歳以上35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

平均受給日数（受給率）（上段：平成30年度、下段：令和7年度）

被保険者期間 ／年齢区分	1年未満		1年以上5年未満		5年以上10年未満		10年以上20年未満		20年以上
30歳未満	73.1日	(81.2%)	68.6日	(76.2%)	83.1日	(69.3%)	100.0日	(55.5%)	－
	72.2日	(80.2%)	70.4日	(78.2%)	85.0日	(70.9%)	108.4日	(60.2%)	－
30歳以上35歳未満	74.8日	(83.1%)	89.8日	(74.8%)	114.8日	(63.8%)	124.0日	(59.1%)	－
	73.7日	(81.9%)	90.0日	(75.0%)	114.7日	(63.7%)	123.1日	(58.6%)	－
35歳以上45歳未満	74.0日	(82.3%)	105.7日	(70.4%)	114.0日	(63.3%)	135.3日	(56.4%)	134.9日 (50.0%)
	74.6日	(82.8%)	110.4日	(73.6%)	116.8日	(64.9%)	134.5日	(56.0%)	136.3日 (50.5%)
45歳以上60歳未満	74.3日	(82.6%)	124.3日	(69.1%)	147.1日	(61.3%)	165.1日	(61.2%)	181.8日 (55.1%)
	75.5日	(83.9%)	131.0日	(72.8%)	152.2日	(63.4%)	161.8日	(59.9%)	190.1日 (57.6%)
60歳以上65歳未満	76.1日	(84.5%)	113.7日	(75.8%)	134.8日	(74.9%)	164.7日	(78.4%)	184.5日 (76.9%)
	74.9日	(83.2%)	119.2日	(79.5%)	137.4日	(76.4%)	158.2日	(75.3%)	174.6日 (72.8%)

（注1）平成30年度及び令和7年度に受給資格決定をした特定受給資格者・特定理由離職者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

（注2）特定理由離職者は、暫定措置の対象者に限る。

（注3）平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

特定受給資格者・特定理由離職者以外の平均給付日数（平成30年度及び令和7年度）

- 令和7年度の特定受給資格者及び特定理由離職者以外の平均給付日数を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度と同様、平均して所定給付日数のうち7～9割を受給している。

所定給付日数

被保険者期間 ／年齢区分	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	－	90日	90日	120日	－
30歳以上45歳未満	－	90日	90日	120日	150日
45歳以上60歳未満	－	90日	90日	120日	150日
60歳以上65歳未満	－	90日	90日	120日	150日

平均受給日数（受給率）（上段：平成30年度、下段：令和7年度）

被保険者期間 ／年齢区分	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	－	73.7日 (81.9%)	76.5日 (85.0%)	99.0日 (82.5%)	－
	－	68.2日 (75.8%)	68.5日 (76.1%)	83.4日 (69.5%)	－
30歳以上45歳未満	－	77.5日 (86.1%)	76.9日 (85.5%)	100.2日 (83.5%)	119.4日 (79.6%)
	－	72.3日 (80.3%)	70.1日 (77.9%)	87.9日 (73.2%)	101.9日 (67.9%)
45歳以上60歳未満	－	76.1日 (84.6%)	75.9日 (84.3%)	99.2日 (82.7%)	124.3日 (82.8%)
	－	73.3日 (81.5%)	72.6日 (80.6%)	91.8日 (76.5%)	114.8日 (76.6%)
60歳以上65歳未満	－	79.3日 (88.1%)	80.5日 (89.5%)	107.4日 (89.5%)	133.5日 (89.0%)
	－	77.5日 (86.1%)	78.5日 (87.3%)	104.1日 (86.8%)	131.9日 (88.0%)

（注1）平成30年度及び令和7年度に受給資格決定をした特定受給資格者・特定理由離職者（暫定措置の対象者）以外（就職困難者除く）について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。（注2）暫定措置対象外の特定理由離職者（その他やむを得ない理由による離職者）を含む。

（注3）平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

基本手当受給者の再就職状況（平成11年度～令和6年度）

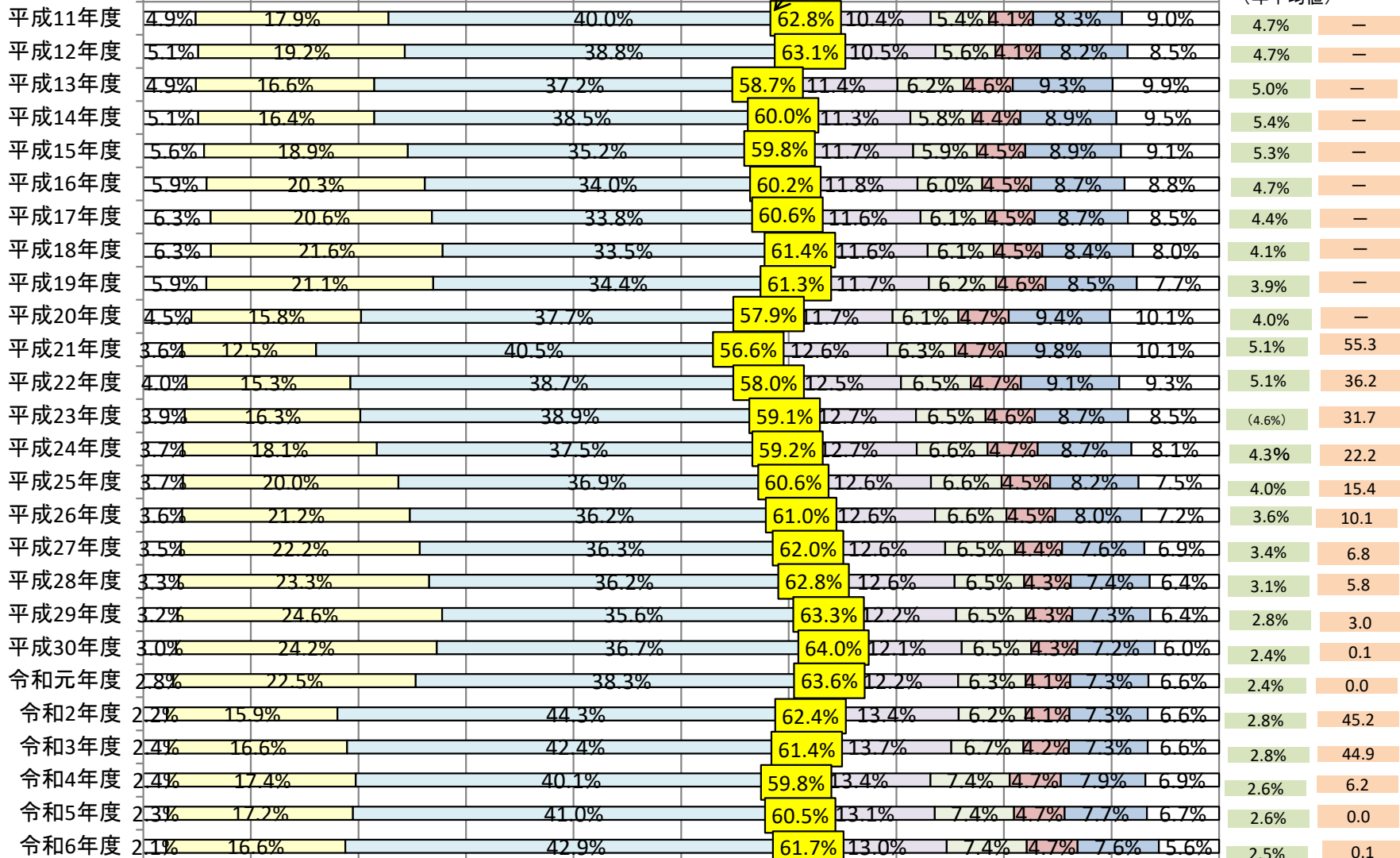
□待期期間中 □給付制限中 □受給中 □1ヶ月以内 □2ヶ月以内 □3ヶ月以内 □6ヶ月以内 □1年以内

支給終了までに就職した者の割合

完全失業率
(年平均値)

個別延長給付
受給者数
(万人)

主な制度改正
(青:縮小方向
赤:拡充方向)



H12
・所定給付日数の見直し（倒産・解雇等による離職者に重点化など）

H15
・日額下限及び所定給付日数の見直し（短時間労働者との一本化）
・高所得層の給付率の見直し（再就職時賃金との逆転解消のため、60⇒50%）

H21
・雇止め等による離職者に係る所定給付日数の特例創設（～R6）
・就職困難者等の延長給付創設（～H29）

H23
・東日本大震災の延長給付創設

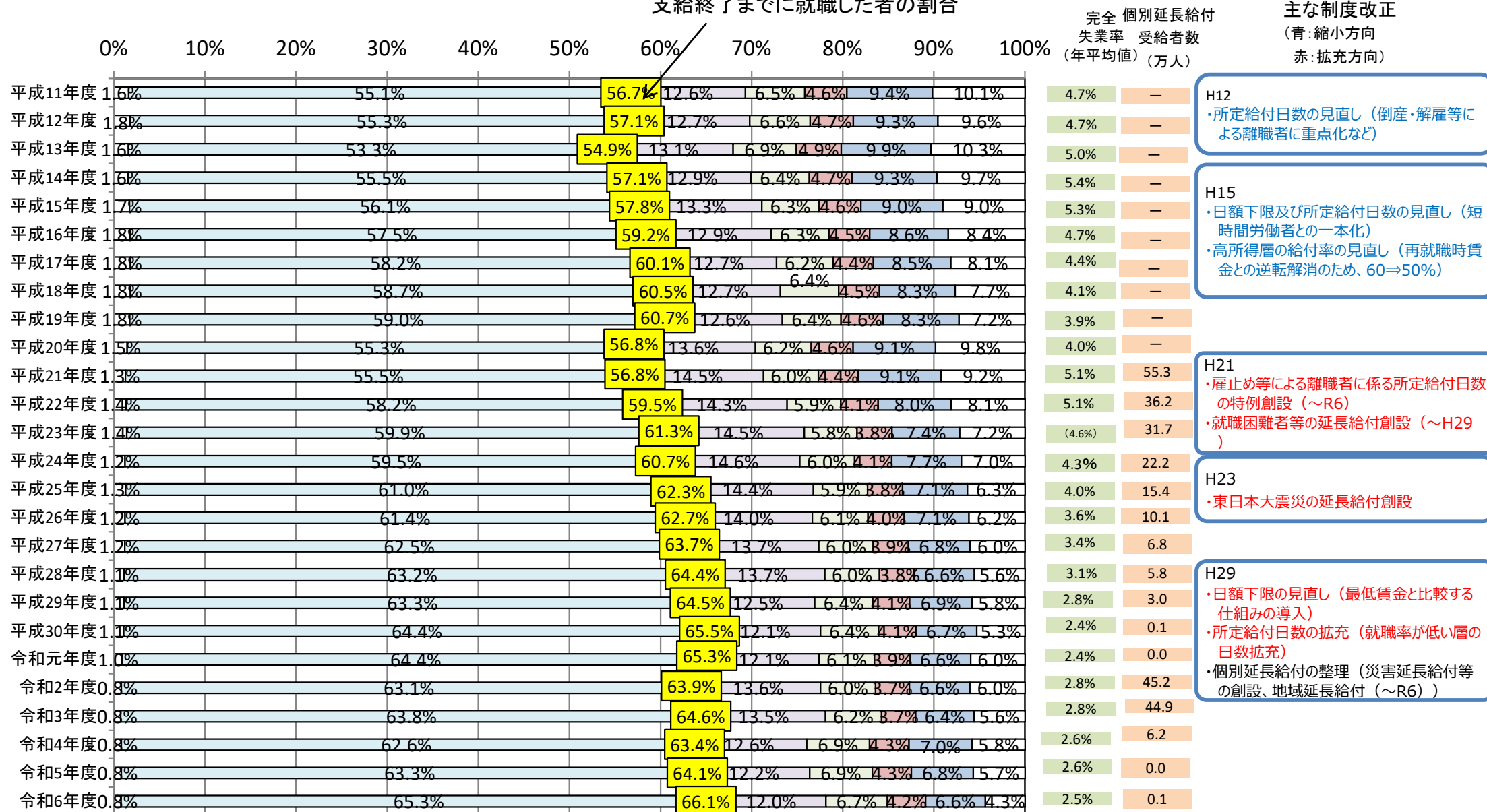
H29
・日額下限の見直し（最低賃金と比較する仕組みの導入）
・所定給付日数の拡充（就職率が低い層の日数拡充）
・個別延長給付の整理（災害延長給付等の創設、地域延長給付（～R6））

(注1) 平成11～令和6年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。(注2)「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者も含む。
(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。
(注5) 完全失業率は、労働力調査（総務省）より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。(注6) 令和6年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定受給資格者・特定理由離職者の再就職状況（平成11年度～令和6年度）

□ 待期期間中 □ 受給中 □ 1ヶ月以内 □ 2ヶ月以内 □ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内

支給終了までに就職した者の割合



（注1）平成11～令和6年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

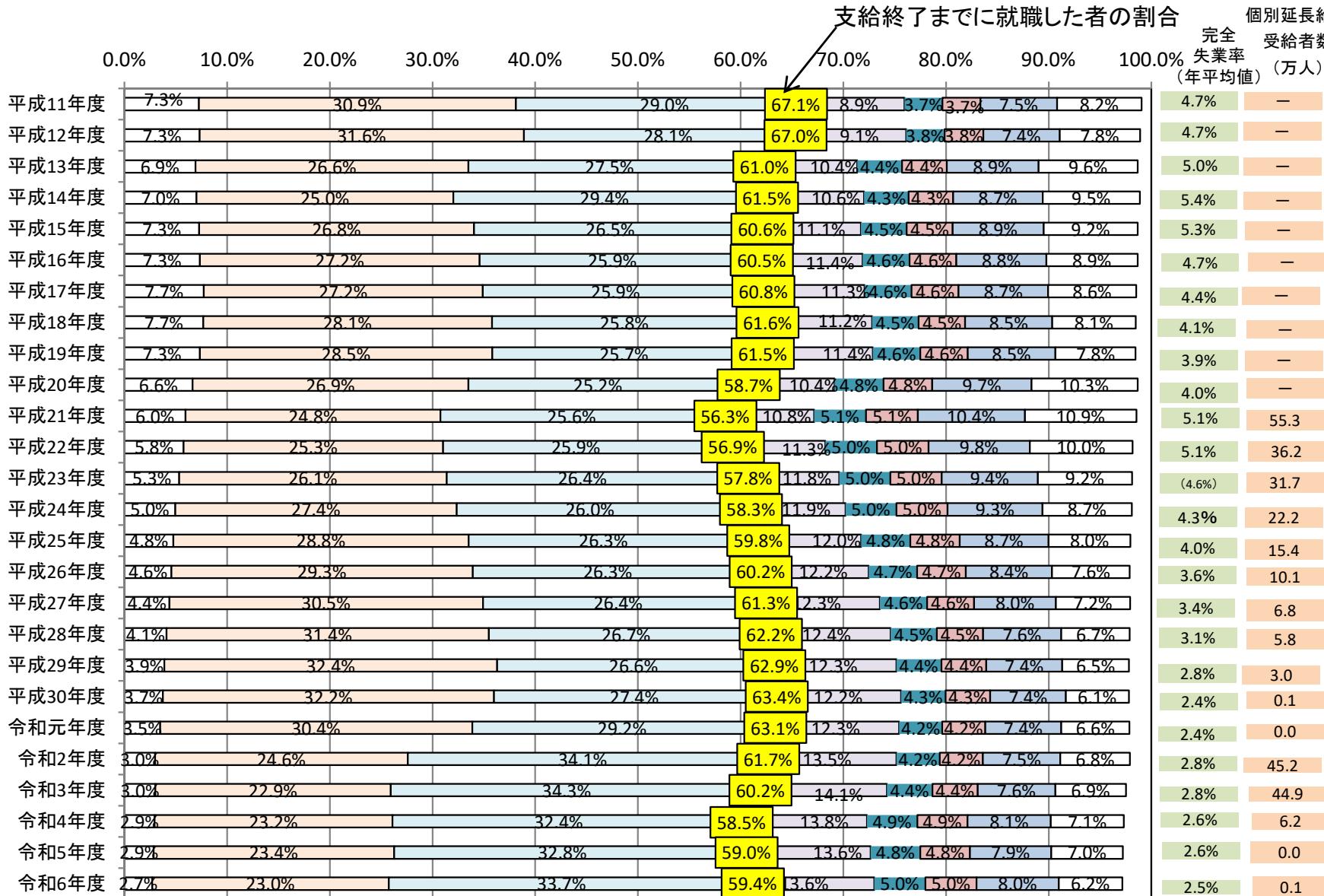
（注2）平成20年度以前は特定受給者のみ。（注3）特定理由離職者は暫定措置の対象者に限る。（注4）「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者も含む。

（注5）就職者を100とした場合の各期間の就職割合。（注6）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

（注7）完全失業率は、労働力調査（総務省）より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。（注8）令和6年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定受給資格者・特定理由離職者以外の再就職状況（平成11年度～令和6年度）

□ 待期期間中 □ 給付制限中 □ 受給中 □ 1ヶ月以内 ■ 2ヶ月以内 ■ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内



主な制度改正

（青：縮小方向

赤：拡充方向）

H12
・所定給付日数の見直し（倒産・解雇等による離職者に重点化など）

H15
・日額下限及び所定給付日数の見直し（短時間労働者との一本化）
・高所得層の給付率の見直し（再就職時賃金との逆転解消のため、60⇒50%）

H21
・雇止め等による離職者に係る所定給付日数の特例創設（～R6）
・就職困難者等の延長給付創設（～H29）

H23
・東日本大震災の延長給付創設

H29
・日額下限の見直し（最低賃金と比較する仕組みの導入）
・所定給付日数の拡充（就職率が低い層の日数拡充）
・個別延長給付の整理（災害延長給付等の創設、地域延長給付（～R6））

（注1）平成11～令和6年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。（注2）暫定措置対象外の特定理由離職者（その他やむを得ない理由による離職者）を含む。

（注3）「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者も含む。（注4）就職者を100とした場合の各期間の就職割合。（注5）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

（注6）完全失業率は、労働力調査（総務省）より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。（注7）令和6年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

自己都合離職者の給付制限の見直し（令和6年改正）

現状・課題

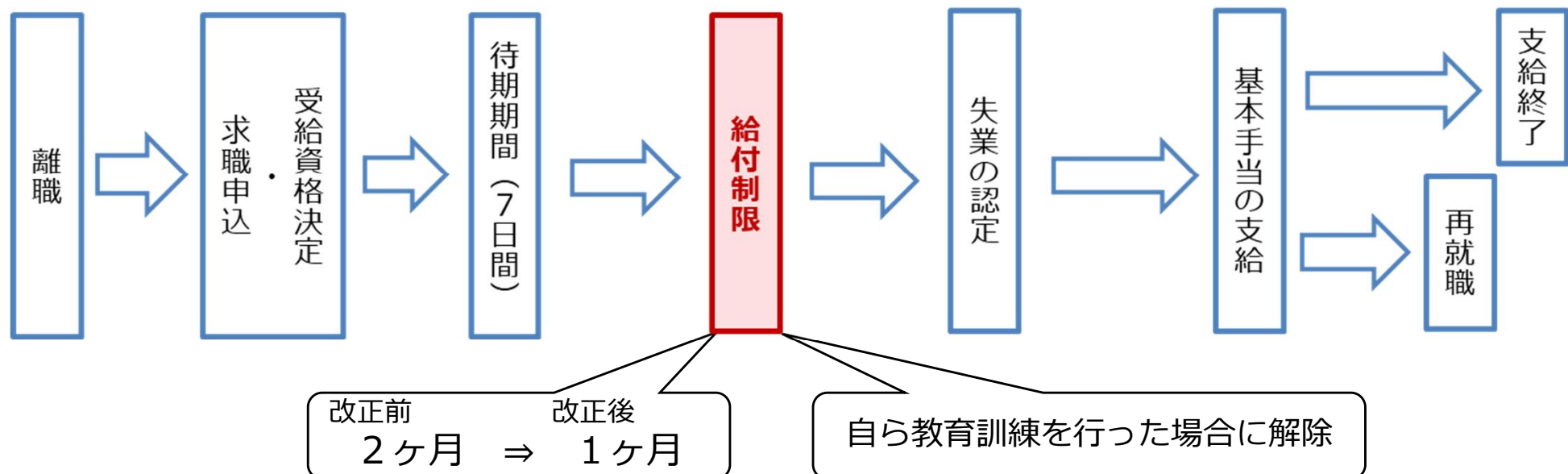
- 自己都合離職者に対しては、失業給付（基本手当）の受給に当たって、待期満了の翌日から原則2ヶ月間（5年以内に2回を超える場合は3ヶ月）の給付制限期間がある。
 - ※ ただし、ハローワークの受講指示を受けて公共職業訓練等を受講した場合、給付制限が解除される。
- 労働者が安心して再就職活動を行えるようにする観点等を踏まえ、給付制限期間を見直す必要がある。

見直し内容

- 離職期間中や離職日前1年以内に、**自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限を解除。**
 - ※ このほか、通達の改正により、原則の給付制限期間を2ヶ月から1ヶ月へ短縮する。ただし、5年間で3回以上の自己都合離職の場合には給付制限期間を3ヶ月とする。

<施行期日> 2025（令和7）年4月1日

○基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



自己都合離職者に係る給付制限の見直しの変遷

給付制限期間

【昭和59年雇用保険法改正】

給付制限期間を **1ヶ月から3ヶ月に延長**。

※昭和59年当時、

- ① 受給資格者の6割が正当な理由のない自己都合離職者であり、その傾向は若年者層において顕著なこと
 - ② これは、給付制限期間が1ヶ月と短期間であることが安易な離職を誘う結果となっているのではないかと指摘されていること
- から、離職を決意する際の慎重な判断を期待し、安易な離職を防止するとともに、離職後の再就職意欲を喚起するため、給付制限期間を延長。

【令和2年10月～】※通達改正

給付制限期間を **2ヶ月（5年間のうち2回までに限る）に短縮**。

（参考）労働政策審議会雇用保険部会報告（令和元年12月25日）

- 特定受給資格者及び特定理由離職者以外の一般の受給資格者のうち、自己都合（正当理由なし）により離職した者に対しては、昭和59年から現在に至るまで、3箇月間の給付制限期間が設定されているところである。これについて、安易な離職を防止するという給付制限の趣旨に留意しつつ、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行うことができるよう支援する観点から、その給付制限期間を5年間のうち2回までに限り2箇月に短縮する措置を試行することとし、その効果等を施行後2年を目途として検証するべきである。

【令和7年4月～】※通達改正

給付制限期間を **1ヶ月（5年間のうち2回までに限る）に短縮**。

（参考）労働政策審議会雇用保険部会報告（令和6年1月10日）

- 正当な理由がなく自己の都合により離職する者に対する基本手当の給付制限については、令和2年10月からその期間を3箇月から2箇月へ短縮しているところであるが、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行えるようにするため、令和7年度から、さらに1箇月へと短縮すべきである。その際、給付を目的とした早期退職行動を誘発しないよう、現行の5年間で3回以上の正当な理由のない自己都合離職の場合には給付制限期間を3箇月とする取扱いを維持すべきである。
- また、自ら教育訓練を行って再就職を目指す労働者が円滑に求職活動を行えるよう、離職期間中や、離職日から遡って一年の期間内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、令和7年度から、給付制限を解除して基本手当を受けられることとすべきである。

給付制限期間中の訓練受講

【平成6年雇用保険法改正】

公共職業訓練等を受講する場合、受講開始日以後の期間について給付制限を解除

- ※ 産業構造の転換等が進む中で、受給資格者の再就職意欲に応え、再就職に対する援助をより充実する観点から、公共職業訓練等を受講する場合、受講開始日以後の期間について給付制限を解除することとしたもの。

【令和4年雇用保険法改正】

求職者支援訓練を受講する場合においても、受講開始日以後の期間について給付制限を解除

（参考）労働政策審議会雇用保険部会報告（令和4年1月7日）

- 雇用保険受給者が求職者支援訓練を受ける場合、現行制度上は公共職業安定所長による受講指示の対象とはならず、結果として訓練延長給付や技能習得手当の対象ともされていない。こうした現状について、雇用保険受給者の訓練受講選択肢の拡大や、これによる早期かつ安定的な再就職を促す観点から、求職者支援訓練についても上記の受講指示の対象とすべきである

【令和6年雇用保険法改正】（令和7年4月施行）

離職期間中や離職日前1年以内に、**自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練**を行った場合には、給付制限を解除

基本手当の受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成27年度	435,563	△ 6.7
平成28年度	400,746	△ 8.0
平成29年度	378,344	△ 5.6
平成30年度	374,762	△ 0.9
令和元年度	387,224	3.3
令和2年度	475,700	22.8
令和3年度	434,296	△ 8.7
令和4年度	405,306	△ 6.7
令和5年度	423,289	4.4
令和6年度	427,403	1.0
令和7年度	460,066	7.6

(注1)各年度の数値は年度間月平均値である。

(注2)基本手当（基本分）の数値である。

(注3)令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年比
令和6年7月	486,765	4.6
8月	471,568	△ 2.7
9月	458,949	1.3
10月	449,625	△ 0.5
11月	414,249	△ 2.7
12月	412,437	2.0
令和7年1月	409,898	0.8
2月	389,565	△ 0.7
3月	379,412	0.9
4月	383,147	△ 2.5
5月	421,185	△ 2.3
6月	455,786	5.4
7月	521,837	7.2
8月	511,692	8.5
9月	502,586	13.9
10月	502,869	11.8
11月	452,954	9.3
12月	459,460	11.4
令和8年1月	436,434	6.5
2月	412,289	5.8
3月	440,537	16.1
4月	427,673	11.6
5月	446,789	6.1
6月	527,476	15.7

(注)令和7年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

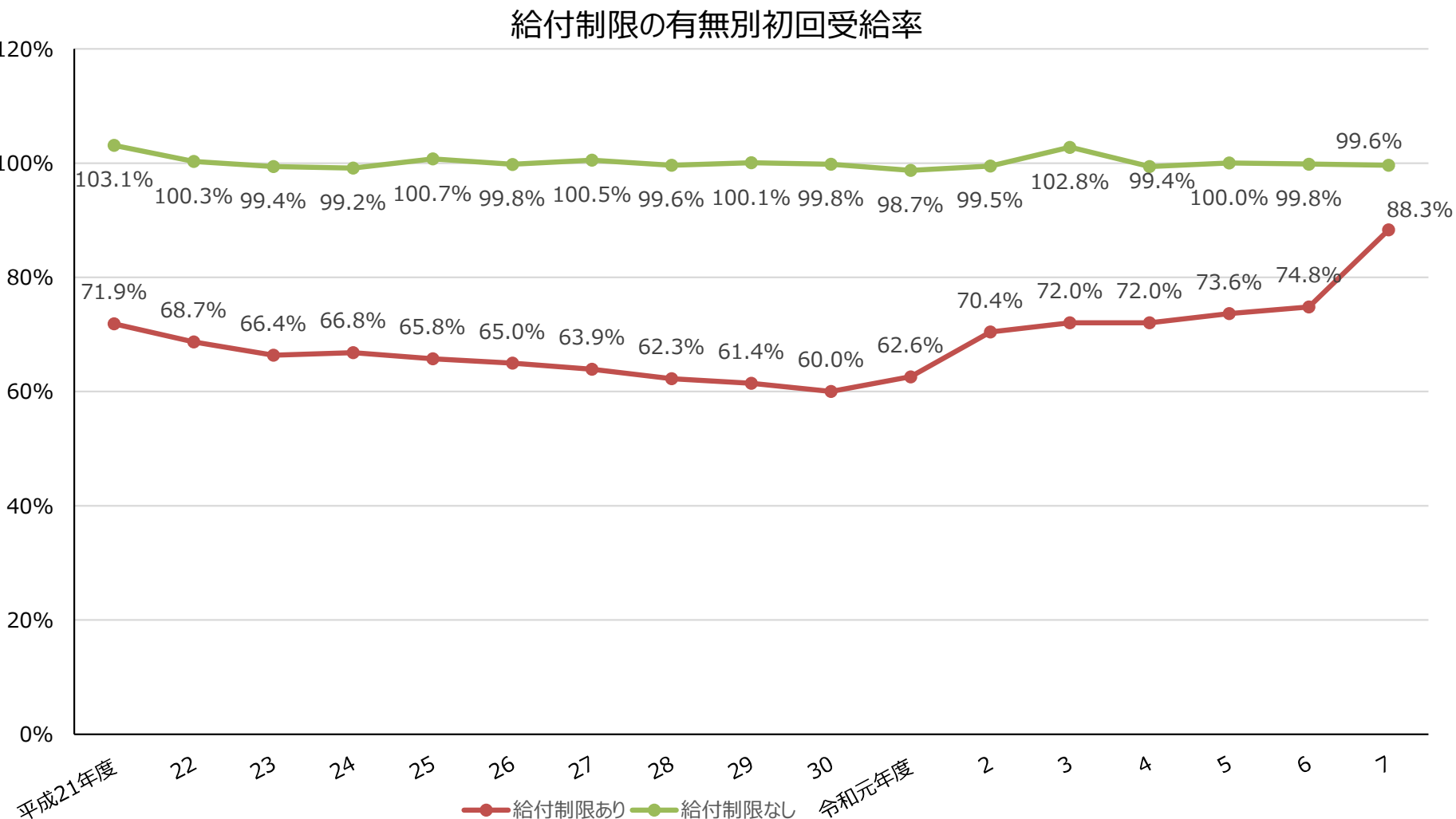
受給資格決定件数・初回受給者数・受給者実人員の状況

- 受給資格決定件数等の前年同月比は、令和7年6月以降、一部の月を除いてプラスで推移している。
- 離職者のうち、特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者）・特定理由離職者（有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者）以外の受給資格決定件数等がプラスで推移していることによる影響が大きい。

	受給資格決定件数		初回受給者数						受給者実人員					
		前年比		前年比	特受＋特理		特定以外			前年比	特受＋特理		特定以外	
						前年比		前年比				前年比		前年比
令和6年4月	161,783	2.2	100,596	1.9	21,823	0.5	78,773	2.3	392,935	6.6	102,462	8.0	290,473	6.1
5月	159,550	0.5	138,517	1.2	39,952	2.0	98,565	0.9	430,881	4.3	118,085	5.1	312,796	3.9
6月	104,226	△11.7	97,829	△7.7	20,621	△15.1	77,208	△5.5	432,550	△1.2	114,944	△1.4	317,606	△1.1
7月	112,698	6.4	125,596	9.5	21,444	8.1	104,152	9.8	486,765	4.6	119,147	3.3	367,618	5.0
8月	99,766	△9.7	97,260	△12.7	20,990	△14.3	76,270	△12.2	471,568	△2.7	114,533	△4.1	357,035	△2.2
9月	100,106	△6.2	81,067	△1.2	16,384	△2.0	64,683	△0.9	458,949	1.3	112,462	△1.0	346,487	2.1
10月	121,272	1.9	97,935	5.2	20,851	2.8	77,084	5.9	449,625	△0.5	110,758	△3.9	338,867	0.6
11月	95,386	△4.5	89,266	△10.0	20,905	△10.7	68,361	△9.8	414,249	△2.7	105,174	△4.5	309,075	△2.1
12月	79,154	△3.5	84,954	1.9	17,155	△0.8	67,799	2.6	412,437	2.0	103,695	△0.4	308,742	2.8
令和7年1月	104,767	△0.3	83,787	0.9	18,210	19.3	65,577	△3.2	409,898	0.8	102,356	1.4	307,542	0.6
2月	96,260	△8.6	82,437	△7.6	21,730	△8.2	60,707	△7.3	389,565	△0.7	99,599	△0.4	289,966	△0.8
3月	98,059	△4.0	70,689	△4.8	17,111	△11.9	53,578	△2.3	379,412	0.9	98,711	△0.6	280,701	1.4
4月	157,467	△2.7	101,606	1.0	21,971	0.7	79,635	1.1	383,147	△2.5	97,474	△4.9	285,673	△1.7
5月	155,212	△2.7	131,837	△4.8	37,824	△5.3	94,013	△4.6	421,185	△2.3	113,377	△4.0	307,808	△1.6
6月	112,930	8.4	110,745	13.2	20,361	△1.3	90,384	17.1	455,786	5.4	116,087	1.0	339,699	7.0
7月	114,811	1.9	156,906	24.9	20,624	△3.8	136,282	30.8	521,837	7.2	114,377	△4.0	407,460	10.8
8月	101,157	1.4	103,238	6.1	18,973	△9.6	84,265	10.5	511,692	8.5	110,909	△3.2	400,783	12.3
9月	107,939	7.8	101,371	25.0	16,944	3.4	84,427	30.5	522,596	13.9	111,877	△0.5	410,719	18.5
10月	123,455	1.8	110,265	12.6	19,283	△7.5	90,982	18.0	502,869	11.8	107,637	△2.8	395,232	16.6
11月	89,581	△6.1	95,168	6.6	18,810	△10.0	76,358	11.7	452,954	9.3	100,795	△4.2	352,159	13.9
12月	84,405	6.6	97,760	15.1	16,939	△1.3	80,821	19.2	459,460	11.4	102,224	△1.4	357,236	15.7
令和8年1月	110,712	5.7	81,863	△2.3	14,402	△20.9	67,461	2.9	436,434	6.5	96,256	△6.0	340,178	10.6
2月	105,570	9.7	85,852	4.1	24,136	11.1	61,716	1.7	412,289	5.8	98,536	△1.1	313,753	8.2
3月	111,343	13.5	114,418	61.9	19,606	14.6	94,812	77.0	440,537	16.1	101,744	3.9	338,793	20.1
4月	162,193	3.0	112,569	10.8	24,675	12.3	87,894	10.4	427,673	11.6	100,282	2.9	327,391	14.6
5月	145,568	△6.2	137,992	4.7	37,208	△1.6	100,784	7.2	446,789	6.1	111,824	△1.4	334,965	8.8
6月	117,638	4.2	141,131	27.4	22,623	11.1	118,508	31.1	527,476	15.7	122,670	5.7	404,806	19.2

給付制限の有無別初回受給率（年度別）

- 受給資格決定後の初回受給率は、給付制限なしの者（特定受給資格者及び特定理由離職者（暫定措置対象者））はほぼ100%であり、給付制限ありの者（正当理由なしの自己都合離職者）は令和元年度までは約60%であったが、給付制限期間を3か月から2か月に変更した令和2年度以降は約70%となり、更に1か月に変更した令和7年度は約90%となっている。



(注1) 「給付制限あり」は正当理由なしの自己都合離職者

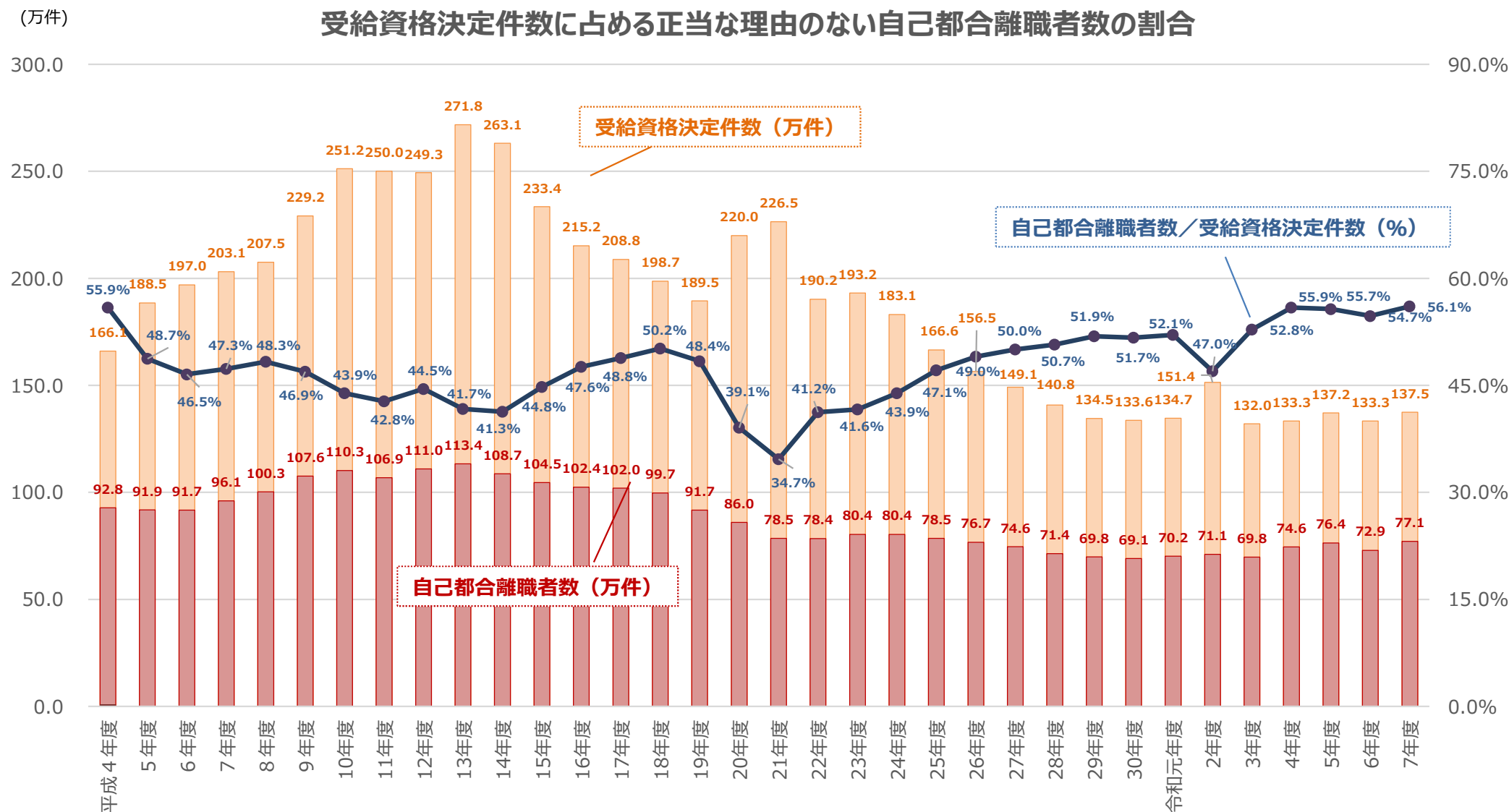
(注2) 「給付制限なし」は特定受給資格者及び特定理由離職者（暫定措置対象者）

(注3) 受給資格決定と初回受給の時期が年度をまたぐ場合などがあり、初回受給率が100%を超える年度が存在する。

(注4) 令和7年度計の数値は、速報値であり変動があり得る。

自己都合離職者数の推移（年度別）

- 近年、雇用保険の受給資格決定を受けた自己都合離職者数は75万人程度、受給資格決定件数に占める自己都合離職者数の割合は50%台で推移している。

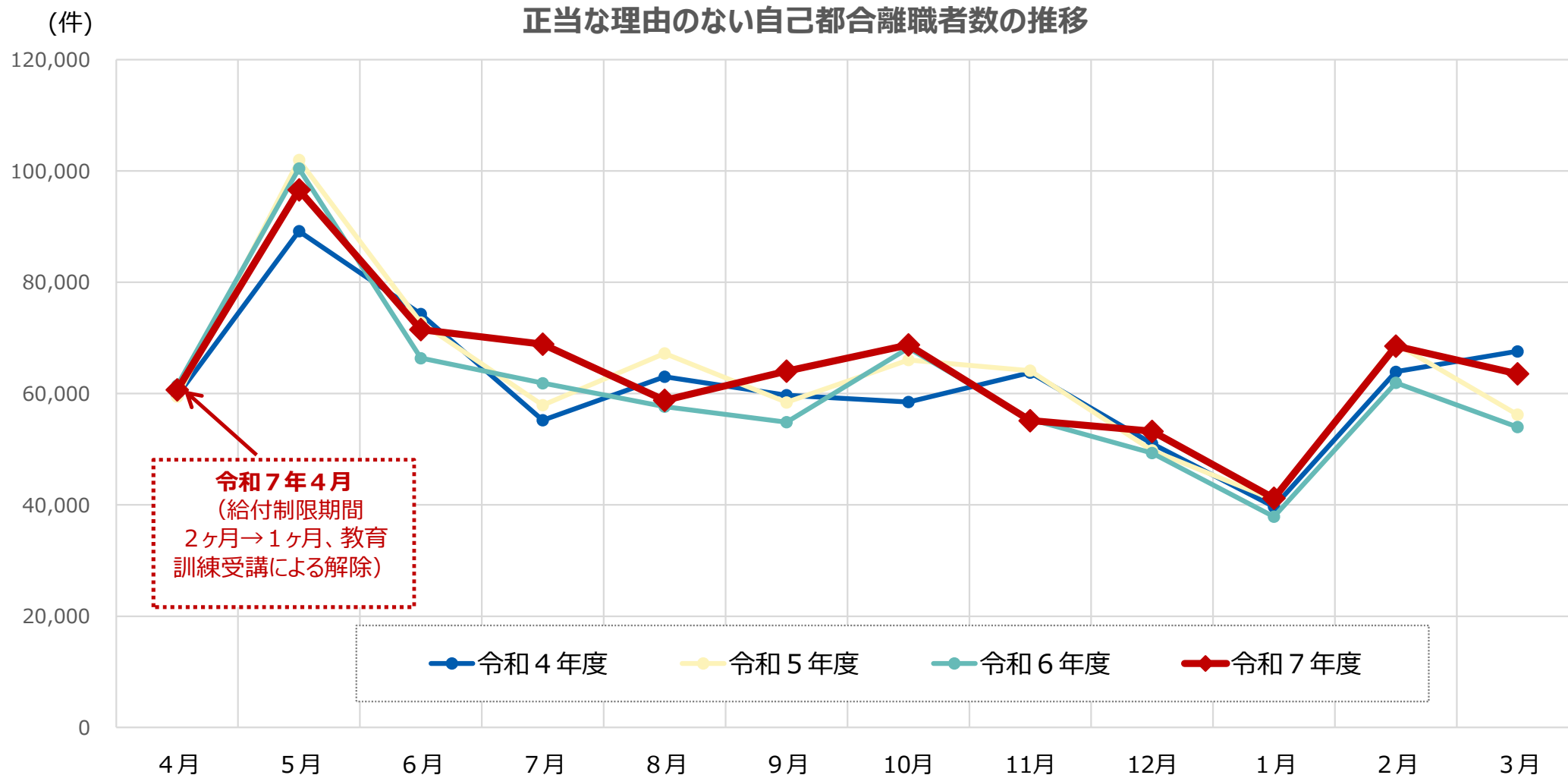


(注1) 正当な理由がなく自己の都合により離職した者に限る。自己都合離職者数には待期間中に再就職した受給資格者は含まない。(注2) 令和7年度計の数値は、速報値であり変動があり得る。

自己都合離職者数の推移（月別）

- 雇用保険の受給資格決定を受けた自己都合離職者数（月別）の推移を見ると、給付制限期間を2ヶ月から1ヶ月に短縮した令和7年4月以降とそれまでの期間を比較して、傾向に大きな変化は見られない。

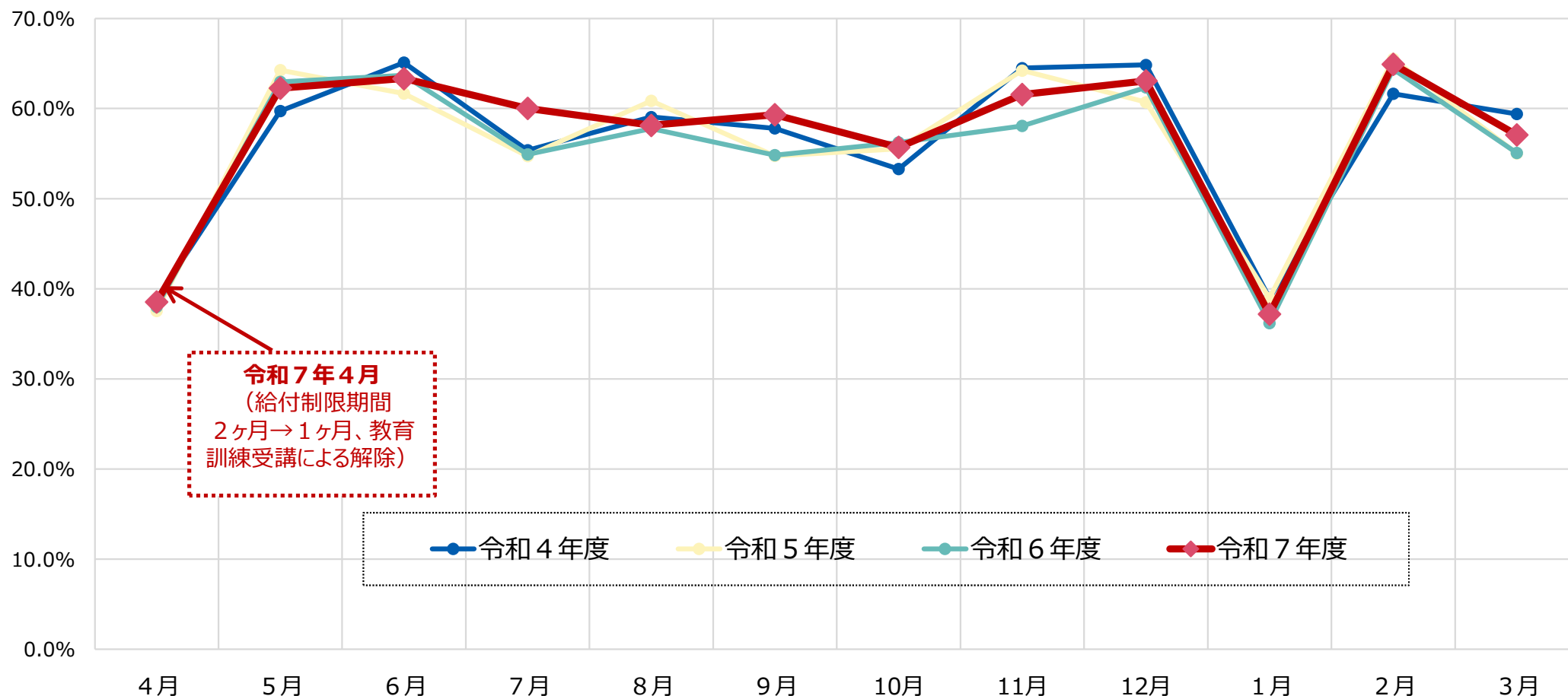
正当な理由のない自己都合離職者数の推移



受給資格決定者数に占める自己都合離職者数の割合の推移（月別）

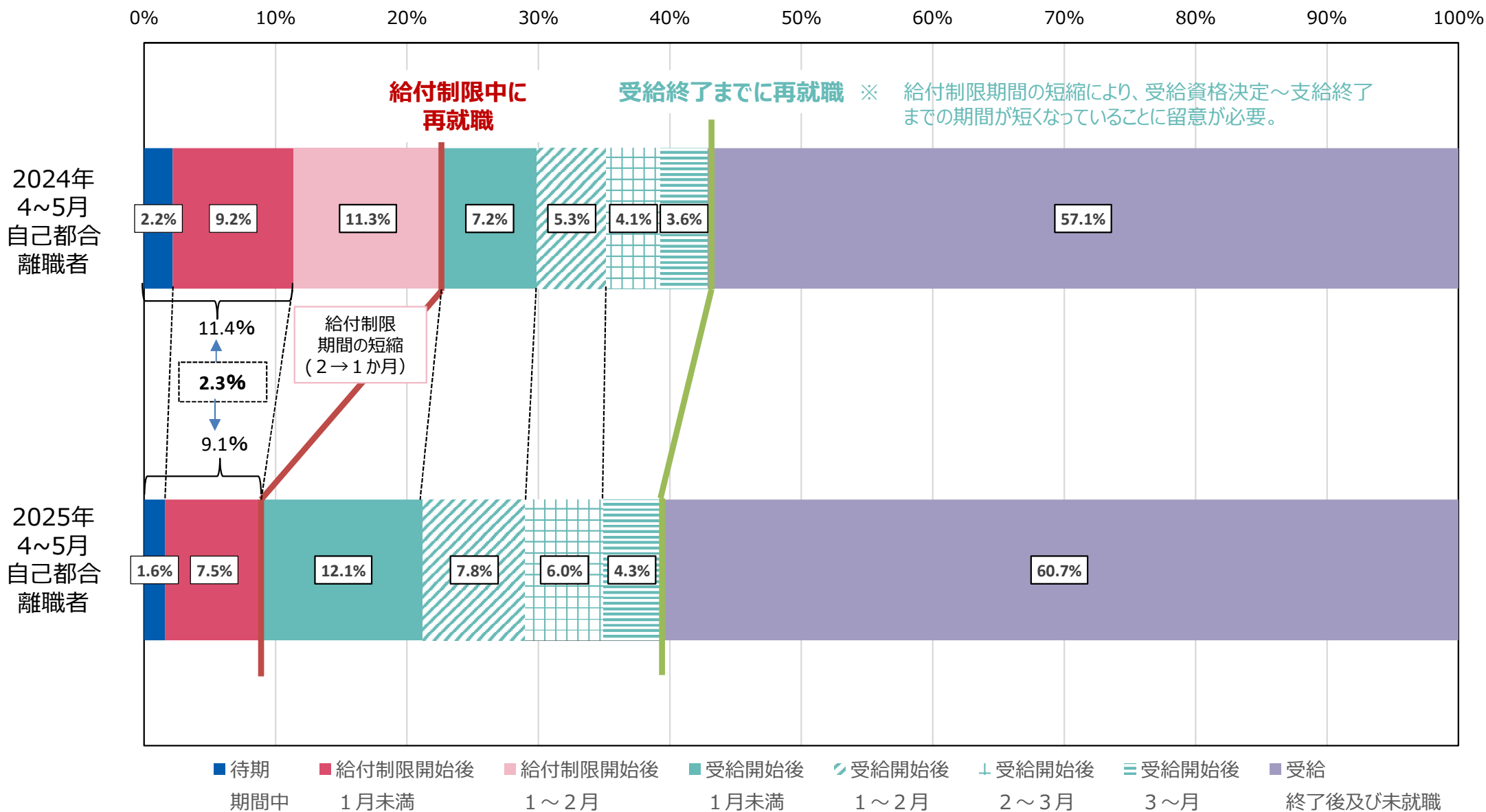
- 受給資格決定者数に占める自己都合離職者数の割合（月別）の推移を見ると、給付制限期間を2ヶ月から1ヶ月に短縮した令和7年4月以降とそれまでの期間を比較して、傾向に大きな変化は見られない。

受給資格決定者数に占める自己都合離職者数の割合



自己都合離職者の再就職までの期間別の割合

○ 制度見直し後、例えば、給付制限開始から1月未満で再就職する者の割合が減少している可能性がある。

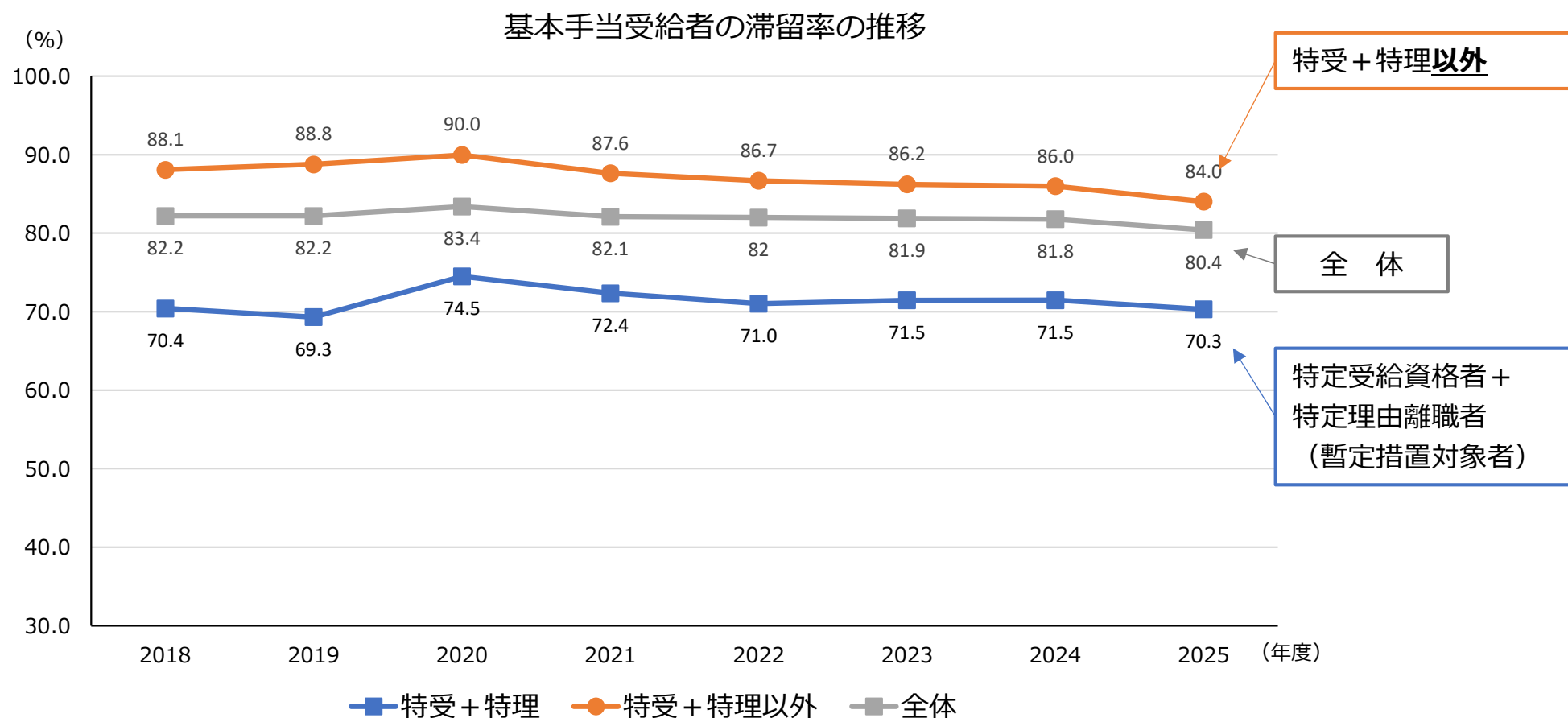


注1) 2024年4～5月自己都合離職者は2025年6月時点における実績、2025年4～5月自己都合離職者は2026年5月時点における実績であり、いずれも受給資格決定して数ヶ月しか経過していない者も含まれることに留意。

注2) 受給期間中には各種延長給付の受給中に就職した者も含む。

基本手当受給者の滞留率の推移

- 滞留率は全体的に緩やかに低下している。



(注1) 図中の値はいずれも業務統計値。(注2) 2025(令和7)年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

(注3) 特定理由離職者は暫定措置対象者に限る。(注4) 滞留率は、 $\frac{\text{実際の受給者実人員}}{\text{全受給者が所定給付日数全て支給を受けたとした場合の最大受給者実人員}}$

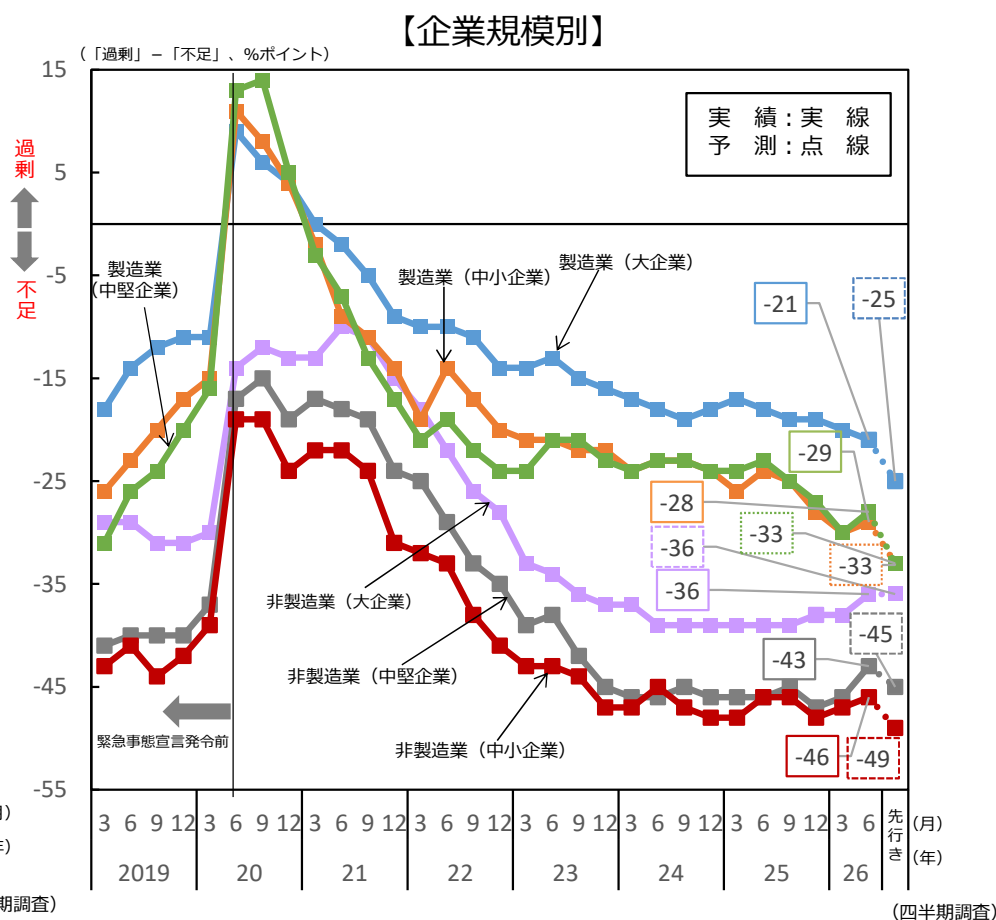
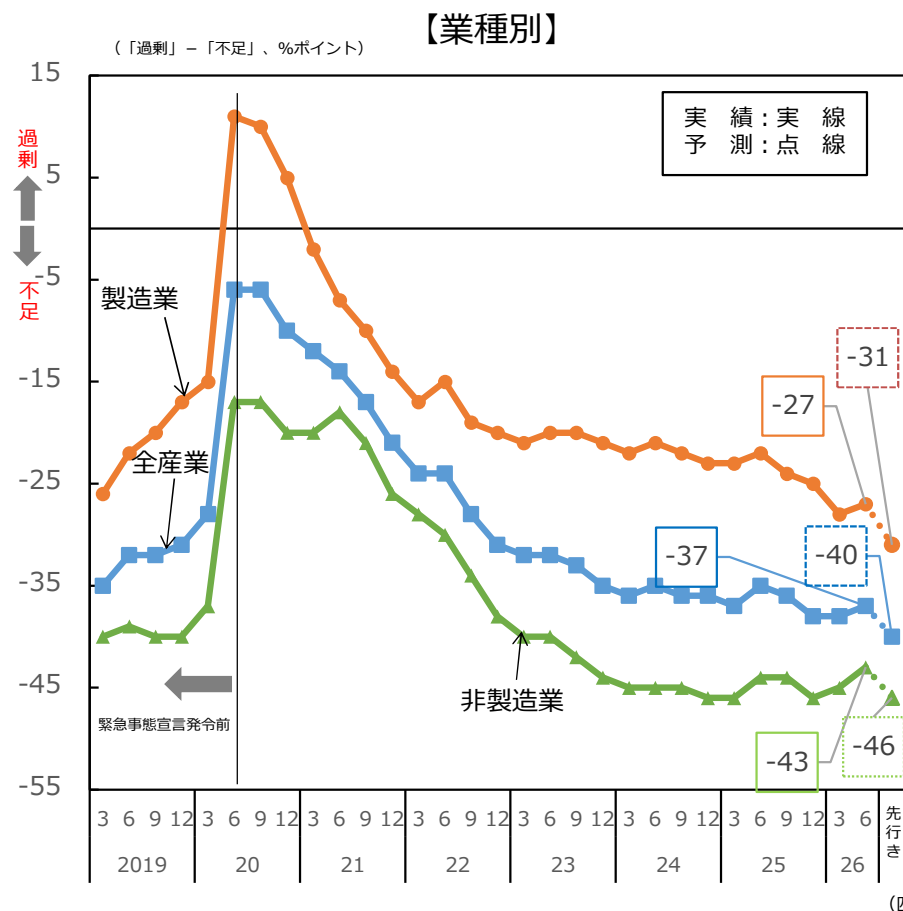
雇用人員判断の動向について（日銀短観/2026年6月調査）

○業種別に雇用人員判断D.I.をみると、

- ・製造業は、2026年6月調査では、前回2026年3月調査から1ポイント上昇したが、引き続き「不足」が「過剰」を上回っている（先行きは人手不足感の高まりが予測されている。）。
- ・非製造業は、2026年6月調査では、前回2026年3月調査から2ポイント上昇したが、製造業と比べて人手不足感が高くなっている（先行きは人手不足感の高まりが予測されている。）。

○業種別・企業規模別に雇用人員判断D.I.をみると、

- ・製造業および非製造業の全ての企業規模で「不足」が「過剰」を上回っている（先行きでも製造業および非製造業の全ての企業規模で更なる人手不足感の高まりが予測されている）。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

※企業規模の分類は次の通り 大企業：10億円以上 中堅企業：1億円以上10億円未満 中小企業：2000万円以上1億円未満

暫定措置関係

雇用保険法における各種暫定措置（令和8年度末まで）の概要

○ 雇止め離職者の特例

有期労働契約の更新を希望したが更新されなかった離職者について、一般の離職者の失業給付の給付日数（90日～150日）ではなく、倒産・解雇等による離職の場合の給付日数（90日～330日）を適用する暫定措置。

○ 地域延長給付

倒産、解雇や雇止めによる離職者のうち、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、失業給付の給付日数を60日間延長する暫定措置。

○ 教育訓練支援給付金

厚生労働大臣の指定を受けた中長期のキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件（※1）を満たす者に対して、訓練期間中（最大4年間）の受講支援として、失業給付の一部相当額（※2）を支給する暫定措置。

※1 受講日において45歳未満、失業の認定を受けている、受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがない、離職後1年以内に受講開始等

※2 基本手当の日額の60%に相当する額

○ 介護休業給付の国庫負担

雇用保険制度においては、国庫もその費用の一部を負担しており、介護休業給付については、雇用保険法上1/8負担することとされているが、その負担割合を1/80とする暫定措置。

失業等給付に係る暫定措置

第182回雇用保険部会
(令和5年9月7日)資料7(改)

- リーマンショック時に創設した失業等給付の暫定措置について、平成29年の雇用保険法改正により引き続き暫定措置とされたものの期限が令和8年度末までとなっている。

平成28年度末までの暫定措置の内容

1. 解雇・倒産等により離職した者等のうち、次のいずれかに該当し、就職が困難であると認められた者については、通常の所定給付日数に加え、60日間延長。
 - (1)45歳未満の求職者のうち、安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者
 - (2)雇用情勢の悪い地域に居住する者
 - (3)公共職業安定所長が、特に再就職のための個別支援を行う必要があると認めた者（災害により離職した者、難病・発達障害の者等）
2. 雇止め等により離職した者については、通常は一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、解雇・倒産等により離職した者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

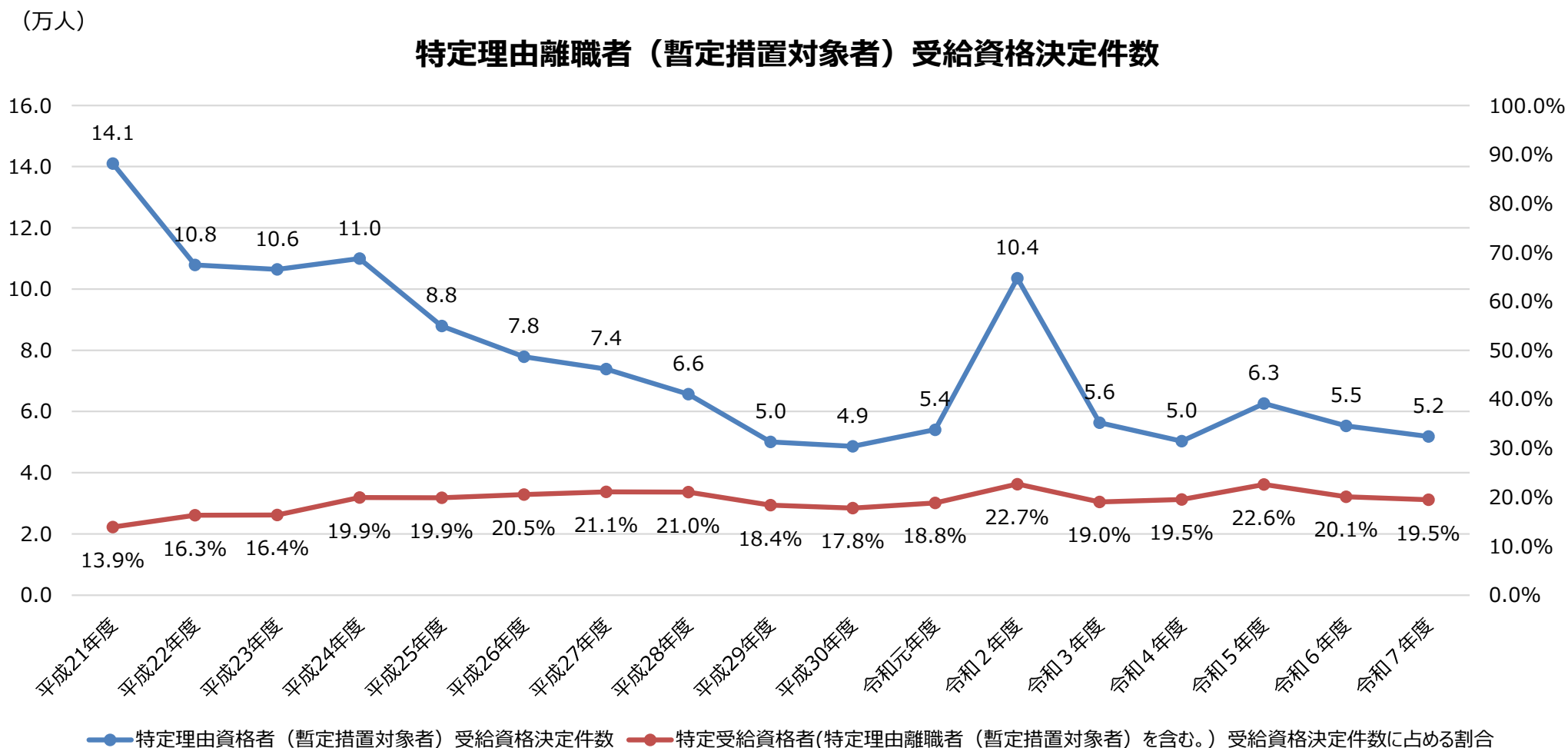
平成29年改正法による対応

- 暫定措置を終了する一方で、以下の措置を行う。
- ① 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施。（令和9年3月31日まで延長）

また、災害により離職した者の給付日数を原則60日（最大120日）延長できるとし、震災時の機動的な対応を可能にする。
 - ② 倒産・解雇等により離職した者のうち、心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者の給付日数を60日延長できるとし、難病、発達障害の者等の治療と求職活動の両立を支援する。
 - ③ 雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施。（令和9年3月31日まで延長）

特定理由離職者（暫定措置対象者）の受給資格決定件数の推移

- 特定理由離職者のうち所定給付日数を特定受給資格者並みの水準とする暫定措置の対象者数の推移を見ると、令和2年度には10.4万人に増加したものの、令和4年度には5.0万人となっている。
- なお、特定受給資格者（暫定措置対象者を含む）に占める暫定措置対象者の割合は、2割程度で推移している。



(注) 平成28年度までの特定理由離職者（暫定措置対象者）は正当な理由のある自己都合により離職した者のうち被保険者期間が6月以上12月末満の者も対象となっていること、また、令和2年度以降の特定受給資格者は、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、重症化防止等の観点から離職した者（令和2年5月1日以降に離職した者のみ）も対象となっていることに留意が必要（前後は連続しない）。

令和6年雇用保険部会報告（抜粋） ＜雇止め離職者の特例関係部分＞

2 基本手当について

（2）令和6年度末で期限が到来する暫定措置について

- リーマンショック時に講じられた措置に端を発する、雇止めによる離職者について所定給付日数を特定受給資格者並みの水準とする措置等と、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた特定受給資格者等に対する所定給付日数を延長する措置（地域延長給付）は、いずれも時限の暫定措置とされており、累次の延長を経て現在は令和6年度末までの措置とされている。
- このうち、**雇止めによる離職者について所定給付日数を特定受給資格者並みの水準とする措置等については、暫定措置の対象者の基本手当支給終了までの就職割合が、特定受給資格者全体と比べて低くなっており、その要因に関する更なる分析及びその分析のための支給状況等の検証を行う**こととし、当該措置については令和7年度から2年間延長すべきである。

この点に関し、労働者代表委員からは、この暫定措置の対象者の再就職の状況は変化しておらず、取り巻く環境も大きくは改善していないことから、恒久化も含めて検討すべきとの意見があった。

（略）

（参考）基本手当支給終了までの就職割合（令和5年度）

（％）

	全体	特定受給資格者・特定理由離職者			特定受給資格者・特定理由離職者以外
			うち特定受給資格者	うち特定理由離職者	
計	60.5	64.1	67.9	51.8	59.0

（注1）特定以外受給資格者とは、基本手当受給者（全体）から、特定受給資格者と特定理由離職者（暫定措置対象者）を除いたもの。

（注2）令和5年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

特定受給資格者と特定理由離職者の比較

- 特定理由離職者（雇止めによる離職者）は、特定受給資格者（倒産、解雇等による離職者）に比べて被保険者期間が短い者が多い。
- 特に被保険者期間が短い層を中心に、特定理由離職者の就職割合が相対的に低い。

＜集計対象者の被保険者期間別の再就職状況（令和５年度）＞ （％）

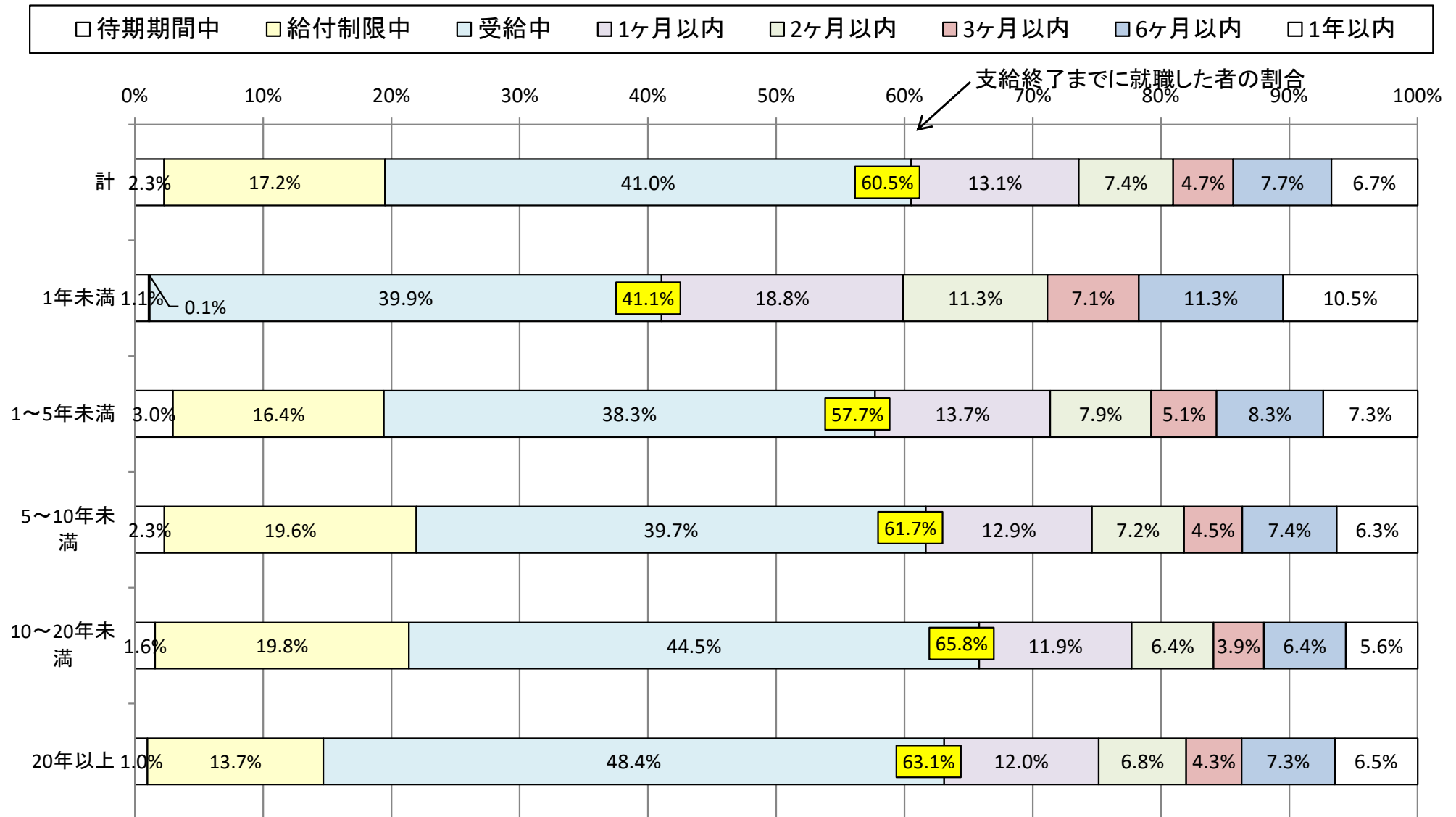
	全体	特定受給資格者・特定理由離職者				特定受給資格者・特定理由離職者以外
			うち特定受給資格者	うち特定理由離職者		
計	60.5	64.1	67.9	16.1	51.8	59.0
1年未満	41.1	41.8	47.7	11.7	36.0	36.7
1～5年未満	57.7	55.7	59.7	10.2	49.5	57.4
5～10年未満	61.7	68.3	68.9	4.3	64.6	59.5
10～20年未満	65.8	74.8	74.9	2.0	72.9	63.0
20年以上	63.1	76.8	77.0	4.8	72.2	58.5

（参考）集計対象者の被保険者期間別の分布（令和５年度） （％）

	全体	特定受給資格者・特定理由離職者				特定受給資格者・特定理由離職者以外
			うち特定受給資格者	うち特定理由離職者		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	2.1	6.1	4.0	13.1	0.6	0.6
1～5年未満	42.2	39.0	31.1	64.8	42.4	42.4
5～10年未満	25.1	22.6	25.5	13.4	26.1	26.1
10～20年未満	19.2	19.6	23.7	6.4	19.5	19.5
20年以上	11.4	12.6	15.8	2.3	11.4	11.4

（注）注については、次ページ以降の各注釈を参照

(参考) 基本手当受給者の再就職状況 (R5年度)

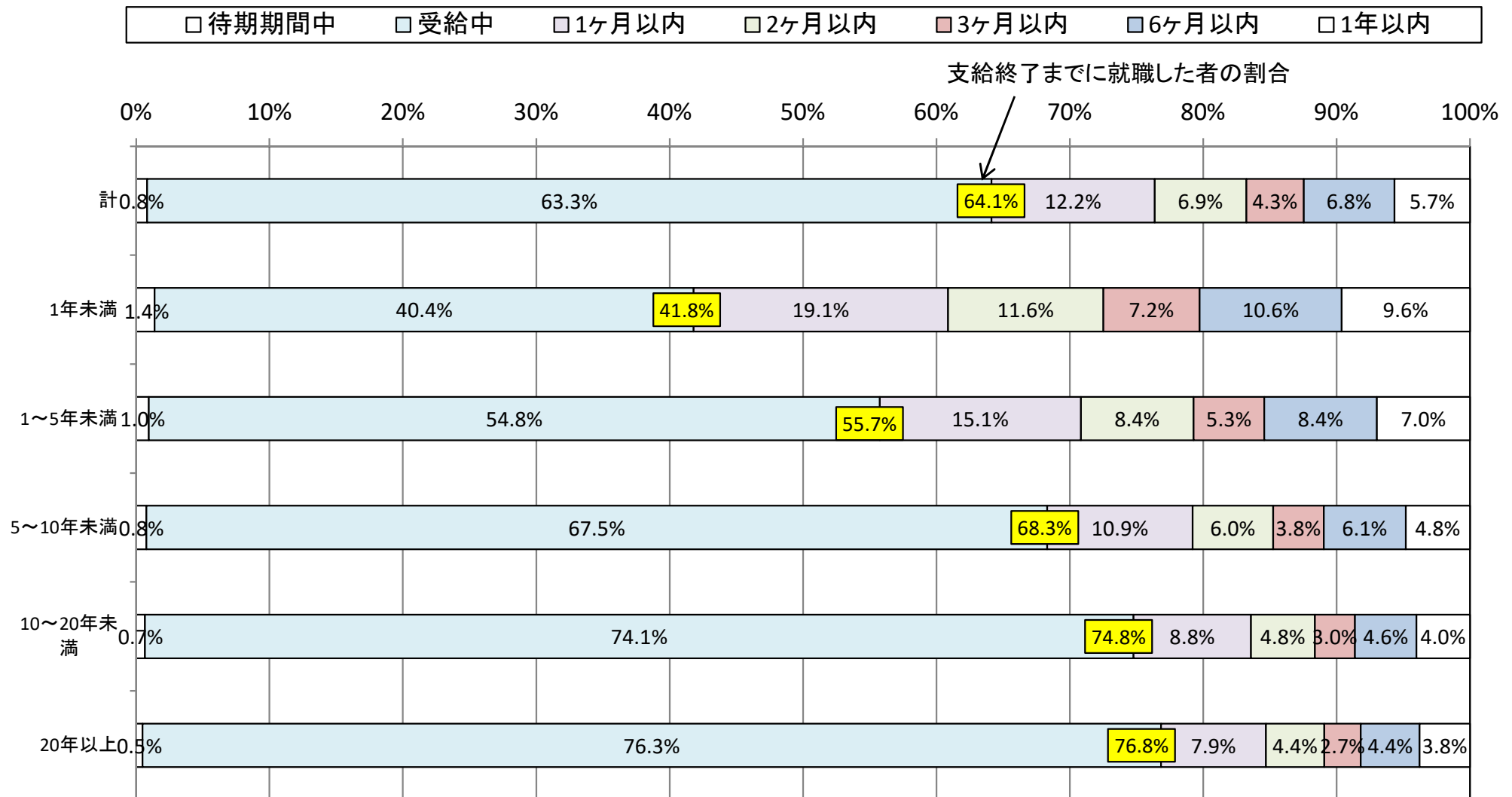


(注1) 令和5年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者を含む。

(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(参考) 特定受給資格者・特定理由離職者の再就職状況 (R5年度)



(注1) 令和5年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

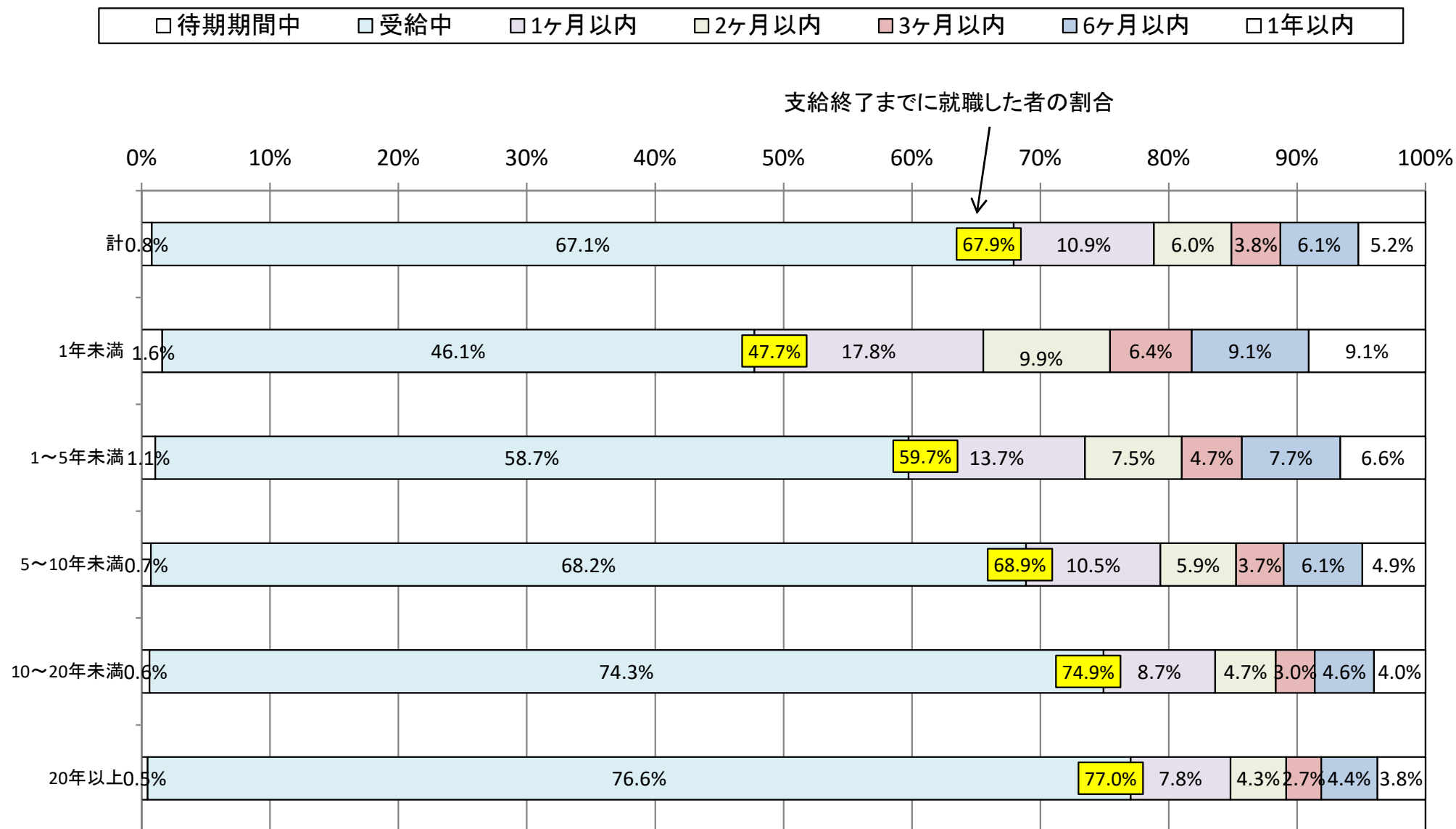
(注2) 特定理由離職者は暫定措置の対象者に限る。

(注3) 「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者を含む。

(注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注5) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(参考) 特定受給資格者の再就職状況 (R5年度)



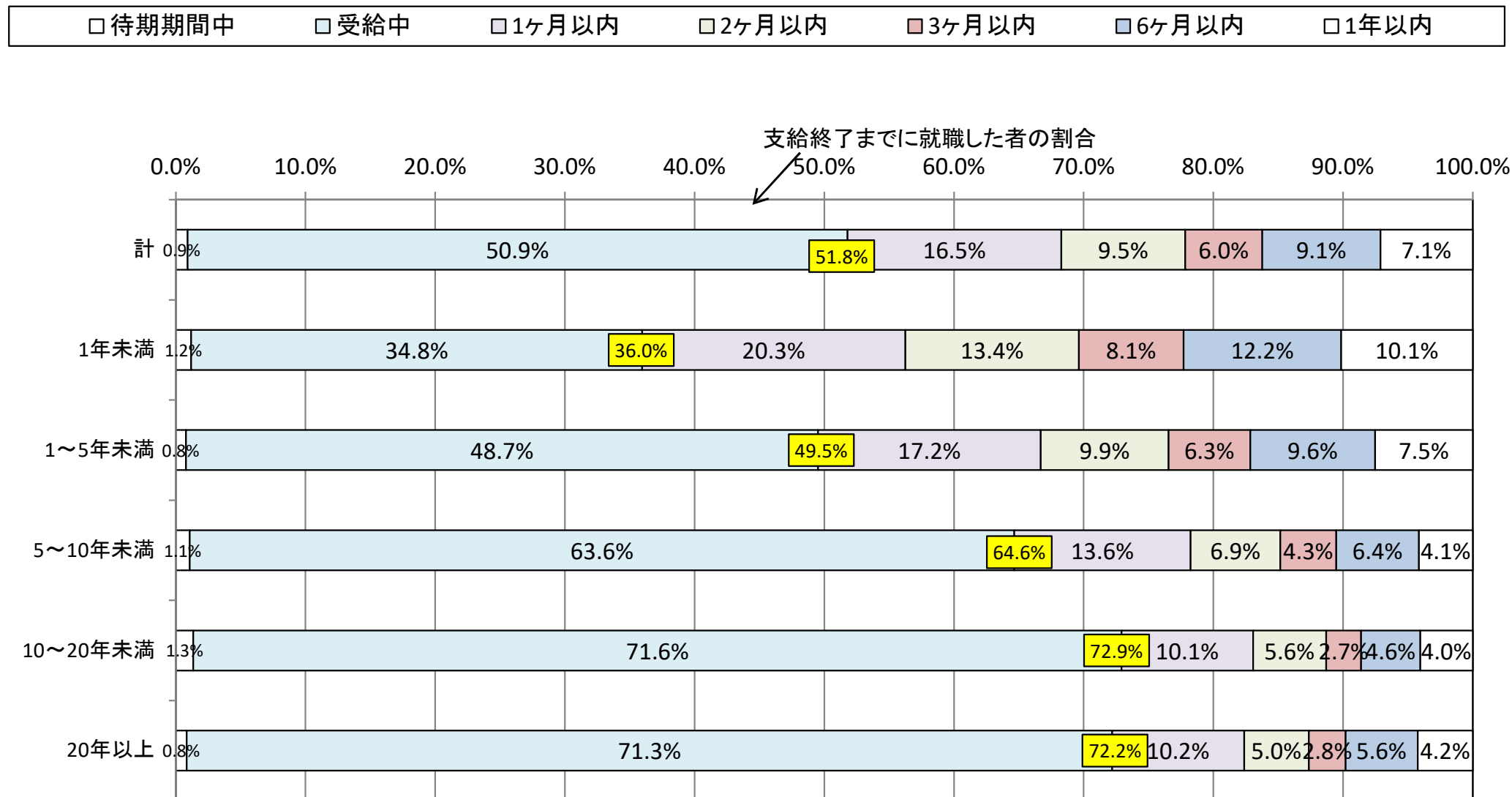
(注1) 令和5年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者を含む。

(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(参考) 特定理由離職者の再就職状況 (R5年度)



(注1) 令和5年度に受給資格決定をした者について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

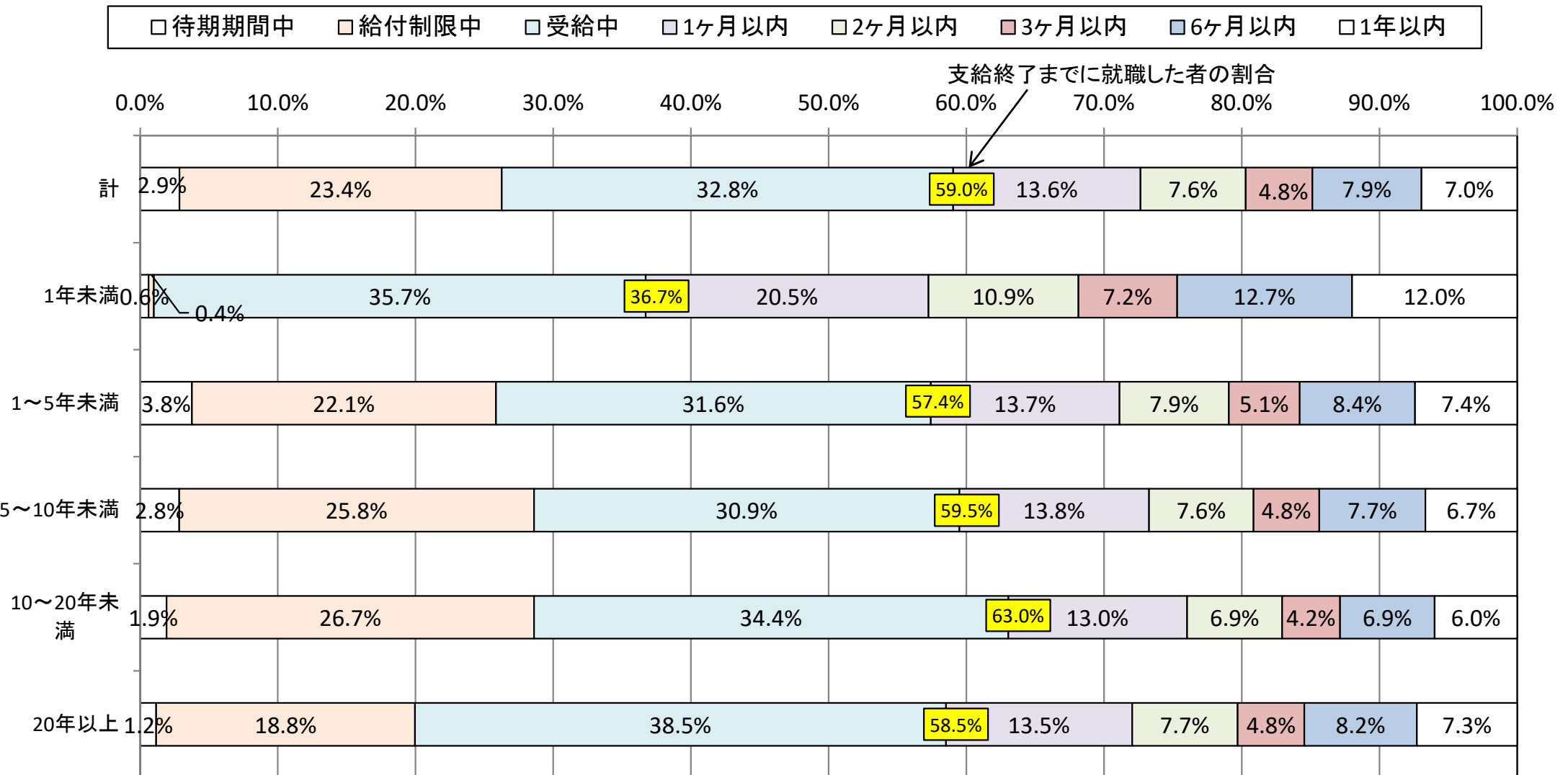
(注2) 特定理由離職者は暫定措置の対象者に限る。

(注3) 「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者を含む。

(注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注5) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(参考) 特定受給資格者・特定理由離職者以外の受給資格者の再就職状況 (R5年度)



- (注1) 令和5年度に受給資格決定をした特定受給資格者・特定理由離職者(暫定措置の対象者)以外(就職困難者除く)について、令和8年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。
 (注2) 暫定措置対象外の特定理由離職者(その他やむを得ない理由による離職者)を含む。
 (注3) 「受給中」には各種延長給付の受給中に就職した者を含む。
 (注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。
 (注5) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

雇用保険法における各種暫定措置（令和8年度末まで）の概要

○ 雇止め離職者の特例

有期労働契約の更新を希望したが更新されなかった離職者について、一般の離職者の失業給付の給付日数（90日～150日）ではなく、倒産・解雇等による離職の場合の給付日数（90日～330日）を適用する暫定措置。

○ 地域延長給付

倒産、解雇や雇止めによる離職者のうち、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、失業給付の給付日数を60日間延長する暫定措置。

○ 教育訓練支援給付金

厚生労働大臣の指定を受けた中長期のキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件（※1）を満たす者に対して、訓練期間中（最大4年間）の受講支援として、失業給付の一部相当額（※2）を支給する暫定措置。

※1 受講日において45歳未満、失業の認定を受けている、受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがない、離職後1年以内に受講開始等

※2 基本手当の日額の60%に相当する額

○ 介護休業給付の国庫負担

雇用保険制度においては、国庫もその費用の一部を負担しており、介護休業給付については、雇用保険法上1/8負担することとされているが、その負担割合を1/80とする暫定措置。

地域延長給付の概要

1 概要

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（※）延長される（平成29年4月1日から令和9年3月31日までの暫定措置）。 ※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者（次のいずれにも該当する求職者）

- （1）就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。）
- （2）雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域（以下「指定地域」という。）内に居住する者
- （3）公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者

（指定地域）直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域

- ① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上
- ② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下
- ③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値以上
- ④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、
 - ・ 自所管内の就職率が50%以上の場合 → 自所が①～③の基準を満たす場合に指定
 - ・ 自所管内の就職率が50%未満の場合 → 自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定（自所管内の就職率が50%未満の場合、ベッドタウンと判定し、当該地域は指定しない）

（※） ④の要件については、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第54号）により追加。

受給者実人員

基本受給率 =

受給者実人員 + 一般被保険者数

地域延長給付の概要（対象者・指定地域）

就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、
特定理由離職者（暫定措置対象者）又は特定受給資格者

直近1ヶ月で以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する者

有効求職者割合が、平成21年1月
時点の全国の有効求職者割合
(3.48%) 以上

有効求人倍率が、平成21年1月
時点の全国の有効求人倍率
(0.67倍) 以下

基本手当受給率が、平成21年1月
時点の全国平均値
(1.70%) 以上

※ この他、当該地域の求職活動の実態を考慮するための要件（ベッドタウン要件）が設けられている。

再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると公共職業安定所長が認めた受給資格者

60日延長

(※所定給付日数が270日又は330日である者は30日)

指定基準等の変遷（地域延長給付）

	平成21年度創設 （個別延長給付）	平成24年度～	平成26年度～	平成29年度～ （地域延長給付）
基準等	（地域区分） 労働局単位 （指定基準.） 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する求職者 ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上 ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満 ③ 雇用保険の基本手当受給率が全国平均以上 （期限） 平成23年度末までの暫定措置	（地域区分） 安定所単位 （指定基準.） 同左 （期限） 平成25年度末までの暫定措置	（地域区分） 同左 （指定基準.） 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域 ① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合（3.48%）以上 ② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率（0.67倍）以下 ③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値（1.70%）以上 （期限） 平成28年度末までの暫定措置	（地域区分） 同左 （指定基準.） 左記に加え、以下を追加。 ④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、 ・ 自所管内の就職率が50%以上の場合 → 自所が①～③の基準を満たす場合に指定 ・ 自所管内の就職率が50%未満の場合 → 自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定 （期限） 令和8年度末までの暫定措置

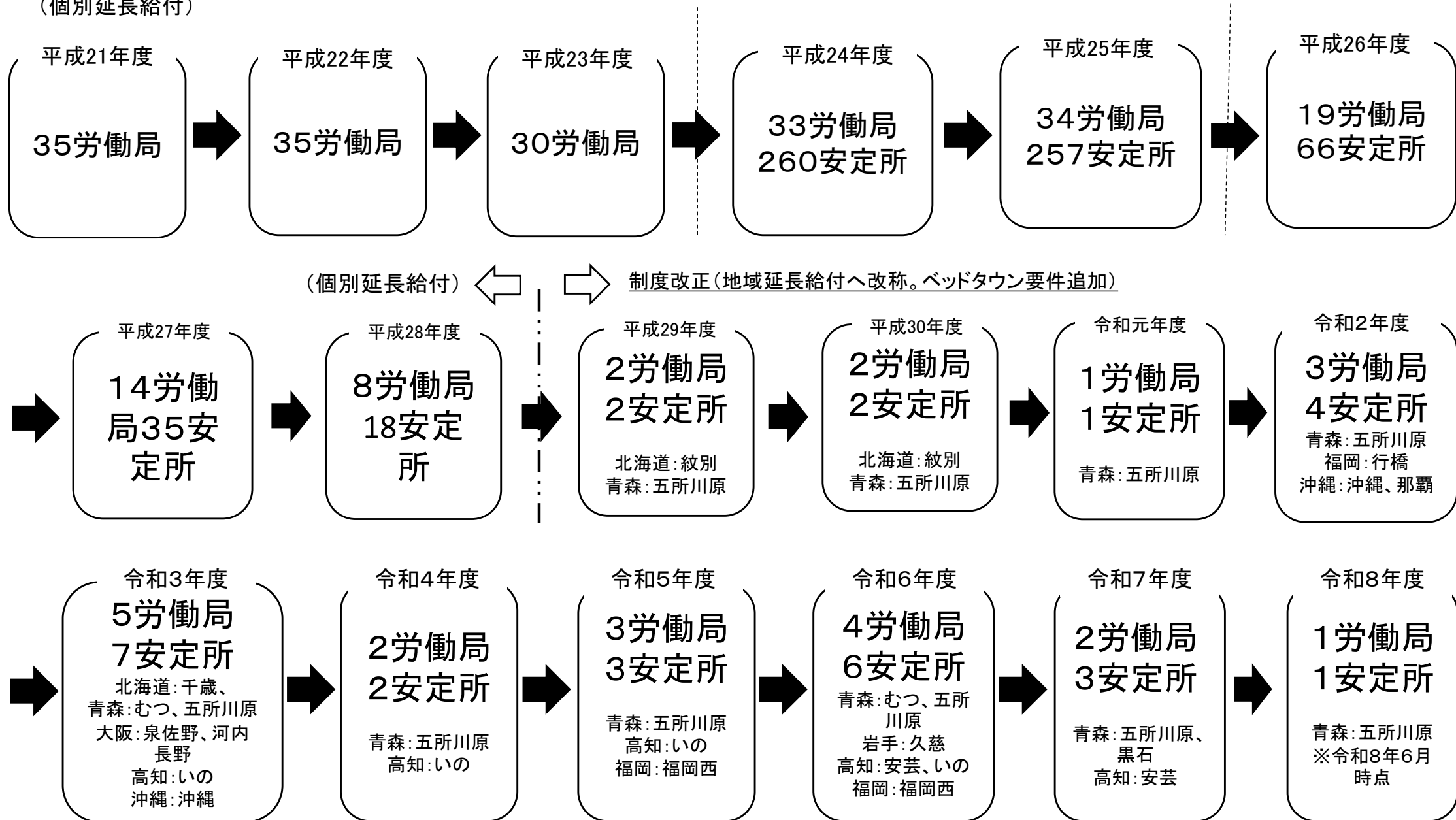
地域指定の推移（地域延長給付）

【指定地域数】

(個別延長給付)

指定地域区分の変更(安定所単位へ)

要件の厳格化(リーマンショック時を基準)



地域延長給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	初回受給者数		支給額	
		前年度比		前年度比
令和3年度	16	△30.4	5,465	30.8
令和4年度	8	△50.0	2,360	△56.8
令和5年度	66	725	16,702	624.3
令和6年度	48	△27.3	13,093	△21.6
令和7年度	17	△64.6	8,531	△34.8

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 地域延長給付は平成29年4月施行であるが、システムの都合により平成29年度実績は個別延長給付に含まれている。

(注3) 地域延長給付は、令和8年度末までの暫定措置。

(注4) 令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

【月別】

(単位：人)

	初回受給者数	受給者実人員
令和6年7月	2	3
8月	1	5
9月	0	3
10月	5	5
11月	4	9
12月	4	12
令和7年1月	8	17
2月	13	24
3月	9	28
4月	1	23
5月	0	8
6月	0	2
7月	2	4
8月	2	5
9月	2	6
10月	2	6
11月	2	6
12月	0	3
令和8年1月	2	4
2月	3	5
3月	1	6
4月	0	4
5月	2	2
6月	2	3

(注) 令和7年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

2 基本手当について

（２）令和 6 年度末で期限が到来する暫定措置について

- リーマンショック時に講じられた措置に端を発する、雇止めによる離職者について所定給付日数を特定受給資格者並みの水準とする措置等と、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた特定受給資格者等に対する所定給付日数を延長する措置（地域延長給付）は、いずれも時限の暫定措置とされており、累次の延長を経て現在は令和 6 年度末までの措置とされている。

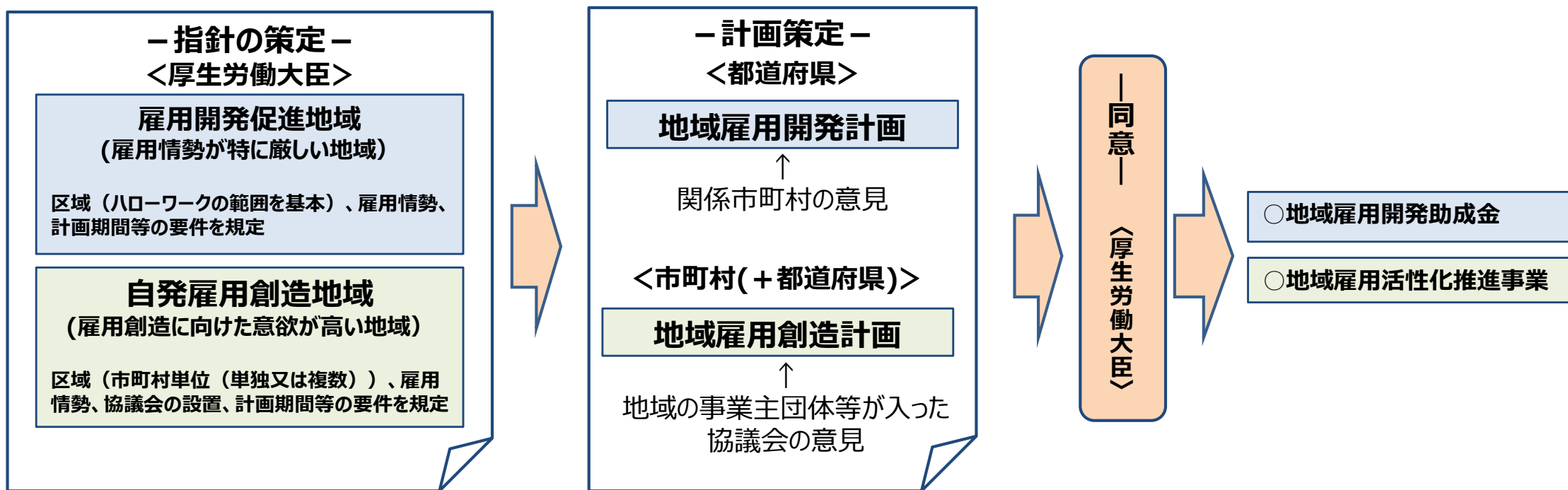
（略）

- また、地域延長給付については、対象地域が固定化しつつあり、対象者もわずかとなっている。地域によって産業構造や経済情勢が様々である中、地域ごとに生じる雇用の変化への臨機応変な対応が求められる一方で、地域ごとの雇用失業情勢の悪化に対しては、地方自治体による取組も含めた産業政策や雇用機会の開発を進めるとともに、広域での就職支援により対処していることや、他の延長給付により災害や個別の事情に配慮して所定給付日数を延長することが可能であることも踏まえ、その必要性も含め、地域延長給付の在り方に関する更なる検証を行うこととし、当該措置については令和 7 年度から 2 年間延長すべきである。

この点に関し、使用者代表委員からは、今後の検証の際には、廃止も含め検討すべきであるとの意見があった。

地域雇用対策について

○ 地域雇用開発促進法の枠組み



○ 主な施策

【地域雇用開発促進法等に基づく支援】

○ 地域雇用開発助成金

雇用開発促進地域（雇用情勢が特に厳しい地域）等への支援として、事業所の設置・整備と地域求職者等の雇入れを行う事業主に対して助成

○ 地域雇用活性化推進事業

自発雇用創造地域（雇用創造に向けた意欲が高い地域）等への支援として、地域の特性を活かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託

【その他の雇用開発が必要な地域などに対する支援】

○ 地域活性化雇用創造プロジェクト

地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して事業費を補助

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） (1) 「最近3年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ただし、全国平均の2／3が1を超える場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)～4人 (注)括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給

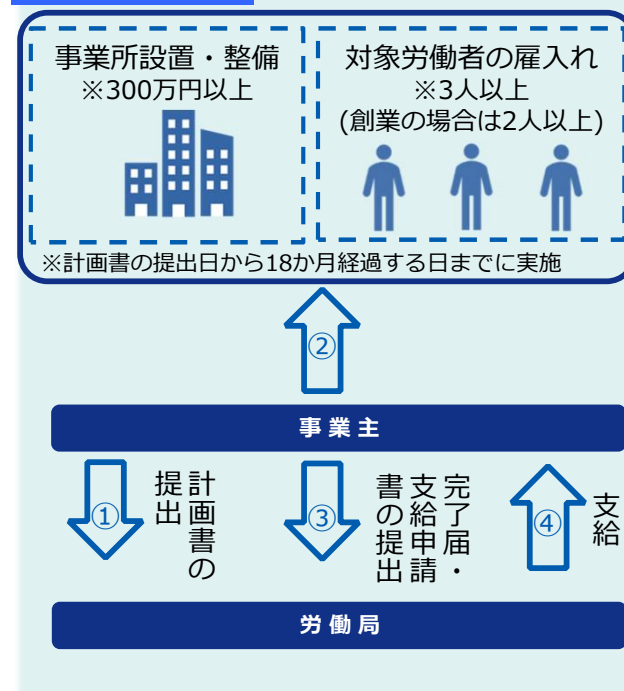
※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給

※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者のうち、正社員1人あたり50万円を上乗せして支給

※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給

※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和7年度支給額：2.1億円

通年雇用助成金

1 事業の目的

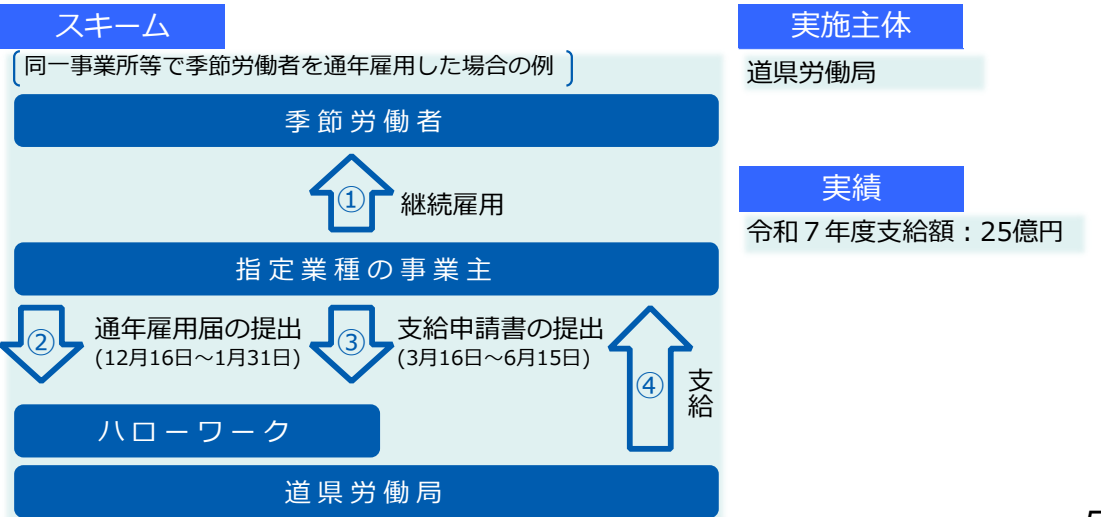
北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地（13道県）において、季節的業務に従事する労働者（季節労働者）を通年雇用した事業主に対して通年雇用助成金を支給し、季節労働者の通年雇用化の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要
13道県において、季節労働者（※）を通年雇用するための各種取組を実施した事業主に対して、その取組時に要した賃金又は経費の一部を助成する。
※9月16日以前から雇用され翌年の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方

助成額
【季節労働者を通年雇用した場合の賃金助成】
対象期間（12月16日～3月15日）に支払った賃金の
2／3（1年目）、1／2（2～3年目）
（1月～4月中に当該労働者を休業させた場合）
1月～4月に支払った休業手当と対象期間に支払った賃金の合計額の
1／2（1年目）、1／3（2年目）
（季節労働者を季節的業務以外の業務に転換させた場合）
業務転換後6ヶ月間に支払った賃金の1／3
【季節労働者を通年雇用し、職業訓練を実施した場合】
支払った訓練経費の
1／2（季節的業務に係る訓練）、2／3（季節的業務以外に係る訓練）
【季節労働者3人以上を通年雇用することを目的として、新分野進出した場合の
設置・整備助成】
要した費用の1／10を対象労働者の定着状況に応じて最大3年間
【季節労働者をトライアル雇用し、引き続き常用雇用した場合の賃金助成】
指定業種以外の事業主が常用雇用後6ヶ月間に支払った賃金の1／2からトライアル雇用助成金受給額を減額した額

対象地域
【全市町村対象】北海道、青森、岩手、秋田
【一部の市町村】宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜
指定業種
①林業 ②採石業及び砂、砂利又は玉石の採取業 ③建設業 ④水産食料品製造業
⑤野菜缶詰、果実缶詰又は農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業
⑧建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く)の製造業 ⑨特定貨物自動車運送業
⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」、「建具製造業」、
「鉄骨製造業」、「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」、「金属製サッシ・ドア製造業」、
「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」、「畳製造業」
⑪農業（畜産農業及び畜産サービス業を除く）



延長給付（基本手当の給付日数の特例）の概要

(イ) 訓練延長給付【法24】

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて、基本手当が支給される。

(ロ) 個別延長給付【法24の2】

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（最大120日）延長される。

(ハ) 広域延長給付【法25】

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて、基本手当が支給される。

(ニ) 全国延長給付【法27】

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ホ) 地域延長給付【法附則5】

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間延長される。（令和9年3月31日までの暫定措置）

地域延長給付受給者の就職状況（令和6～8年度）

○ 指定地域において、地域延長給付受給者のうち地域延長給付受給期間内に就職した者の割合は、11.8%。

	受給状況	就職状況					
	地域延長給付 受給者数	地域延長給付 受給中 に就職	地域延長給付 受給終了後 に就職	受給終了後に 求職無効 (※1)	受給中	受給期間内 就職者割合(%)(※ 2)	(参考) 就職者割合(%)(※ 3)
総計	68	8	24	35	1	11.8%	47.1%

(注1)厚生労働省雇用保険課において、令和6年度～令和8年度までの間に地域延長給付の対象地域として指定を受けた
以下の労働局の業務データを集計

- ・令和6年度 4労働局6安定所（青森:五所川原、むつ 岩手:久慈 高知:安芸、いの 福岡:福岡西）
- ・令和7年度 2労働局3安定所（青森:五所川原、黒石 高知:安芸）
- ・令和8年度 1労働局1安定所（青森:五所川原）

(注2)令和8年度は令和8年6月30日までの実績

(※1)地域延長給付受給終了後、ハローワークに翌月末まで来所をせず、求職登録の有効期限が切れ、求職状態が「無効」となった者の数

(※2)地域延長給付受給者に占める地域延長給付受給中に就職した者の割合

(※3)地域延長給付受給者に占める地域延長給付受給中に就職した者と延長給付後に就職した者の割合

就業促進手当関係

就業促進手当【法56の3】

(イ)再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

(ロ)就業促進定着手当

再就職手当の受給者が再就職後6月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6月分が支給される（再就職手当支給前の支給残日数の20%が上限額。）。

(ハ)常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合であって、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者について、支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される（イの手当を受けられる場合を除く。）。

移転費【法58】

公共職業安定所及び職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く）の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

求職活動支援費【法59】

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。また、面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用等についても支給する。

〈令和7年度実績〉（速報値）

・再就職手当	受給者数	382,677人
・就業促進定着手当	受給者数	94,736人
・常用就職支度手当	受給者数	4,128人

再就職手当及び就業促進定着手当の概要

再就職手当の概要

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

※基本手当日額6,745円（60～64歳は5,454円）を上限とする。（注）令和8年8月以降適用

就業促進定着手当の概要

基本手当受給者で早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給。

【支給要件】

次の全てに該当する場合に就業促進定着手当を支給。

- （1）再就職手当の支給を受けていること
- （2）再就職の日から、同じ事業主に6か月以上雇用保険の被保険者として雇用されていること
- （3）再就職後6か月間の賃金日額に相当する額（※）が、離職前の賃金日額を下回ること

※ 職業に就いた日から6か月間に支払われた賃金を法第17条（賃金日額）に規定する賃金とみなして算定される日額

【支給金額】

（離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額）×再就職後6か月賃金の支払基礎となった日数

※ 基本手当支給残日数の20%相当額を上限とする。基本手当日額は6,745円（60～64歳は5,454円）を上限とする。

（注）令和8年8月以降適用

再就職手当及び就業促進定着手当に係る主な制度変遷

		平成12年 改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成26年改正 (同年4月施行)	平成28年改正 (平成29年1月施行)	令和6年改正 (令和7年4月施行)
給付額	再就職手当	所定給付日数の区分及び支給残日数の区分に応じて支給 ※支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上必要	支給残日数の1/3分 ※省令で規定	支給残日数の30%分	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の40% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の50% ※「支給残日数が45日以上」は要件として撤廃（平成23年度末まで）	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の50% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の60% → ※恒久化	→	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の60% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の70%	→
	就業促進定着手当	—	—	—	—	—	再就職手当受給者であって、6月間職場に定着した場合、離職前賃金からの低下分（6月分）を追加支給 ※再就職手当の支給残日数の40%分を上限	→ ※所定給付日数1/3以上で再就職した場合、支給残日数の40%分を、所定給付日数2/3以上で再就職した場合、支給残日数の30%分を上限	→ ※支給残日数の20%分を上限

常用就職支度手当の概要

常用就職支度手当は、受給資格者（基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者に限る。）、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、次のいずれかに該当する者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される。

■対象者

- イ 身体障害者 □ 知的障害者 ハ 精神障害者
- 二 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者
- ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者（特例受給資格者）であって、通年雇用助成金の支給対象となる事業主に通年雇用される者
- ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態としていた者であって、就職日において45歳以上である者
- ト その他次に掲げる就職が困難な者
 - (イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者
 - (ロ) 刑余者
 - (ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者

■要件

- イ 安定所等の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。
- 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ハ 待期期間又は離職理由、紹介拒否等による給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- 二 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

■支給額

基本手当日額×90×40%
 （支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。）

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

＜受給資格者が安定した職業に就いた場合＞

残 給 付 日 数	1 ／ 3 以 上	再就職手当 支給対象者に制限なし
	1 ／ 3 未 満	常用就職支度手当 障害者等の就職困難者

※基本手当日額の上限額は、6,745円（60歳以上65歳未満は5,454円）

（注）令和8年8月1日以降適用

早期再就職者（受給資格決定者数に占める再就職手当受給者数）の割合の推移

○ 早期再就職者（受給資格決定者数に占める再就職手当受給者数）の割合は、概ね上昇傾向にあるが、近年は横ばいにある。

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	①受給資格 決定件数	②早期再就職者数 (再就職手当/ 早期再就職支援金 (H15～18) 受給者数)	うち2 / 3 以上	③早期再就職 者の割合 (②÷①×100)
平成11年度	2,500,056	395,697	—	15.8
平成12年度	2,493,475	402,859	—	16.2
平成13年度	2,718,301	393,599	—	14.5
平成14年度	2,631,398	382,798	222,271	14.5
平成15年度	2,334,467	372,455 (90,615 (注2))	(8,803 (注2))	16.0
平成16年度	2,152,030	357,494 (65,619 (注2))	—	16.6
平成17年度	2,088,236	354,746 (319,361 (注2))	(256,422 (注2))	17.0
平成18年度	1,987,274	366,634 (366,633 (注2))	(300,885 (注2))	18.4
平成19年度	1,895,008	364,631	300,356	19.2
平成20年度	2,200,007	347,288	282,332	15.8
平成21年度	2,265,042	390,903	279,704	17.3
平成22年度	1,902,110	352,861	259,942	18.6
平成23年度	1,931,711	359,848	270,148	18.6
平成24年度	1,831,443	387,438	296,107	21.2
平成25年度	1,665,847	395,401	301,482	23.7
平成26年度	1,564,722	384,596	299,603	24.6
平成27年度	1,491,060	405,715	319,908	27.2
平成28年度	1,407,765	404,977	320,553	28.8
平成29年度	1,345,481	409,886	328,173	30.5
平成30年度	1,336,476	416,257	332,957	31.1
令和元年度	1,347,004	424,512	334,940	31.5
令和2年度	1,513,612	393,121	297,906	26.0
令和3年度	1,320,458	356,194	263,959	27.0
令和4年度	1,333,464	359,734	270,109	27.0
令和5年度	1,371,605	390,352	293,407	28.5
令和6年度	1,333,027	387,366	288,276	29.1
令和7年度	1,374,582	382,677	267,683	27.8

完全失業率 有効求人倍率

4.7	0.48
4.7	0.59
5.0	0.59
5.4	0.54
5.3	0.64
4.7	0.83
4.4	0.95
4.1	1.06
3.9	1.04
4.0	0.88
5.1	0.47
5.1	0.52
4.6	0.65
4.3	0.80
4.0	0.93
3.6	1.09
3.4	1.20
3.1	1.36
2.8	1.50
2.4	1.61
2.4	1.60
2.8	1.18
2.8	1.13
2.6	1.28
2.6	1.31
2.5	1.25
2.5	1.22

主な制度改正
(青：縮小方向
赤：拡充方向)

H12 (H13. 4.1)
・残日数に応じた日数分
⇒残日数の1/3

H15 (H15.5.1)
・残日数の1/3⇒30%
・上限額見直し

H21 (H21.3.31施行)
・残日数の
30%⇒40or50%
【暫定措置】

H23 (H23.8.1施行)
・残日数の
40or50%⇒50or60%
【恒久化】

H28 (H29.1.1施行)
・残日数の
50or60%⇒60or70%

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。 (注2) カッコ内は再就職手当のみの受給者数。 (注3) 令和7年度計の数値は、速報値であり変動があり得る。

再就職手当受給者の職場定着率

- 再就職手当受給者の再就職後の職場定着率は、6月定着する者が8割強、1年定着する者が7割程度とで推移している。平成21年度以降、再就職手当の給付率を引き上げて早期再就職のインセンティブを強めているが、定着率に大きな変化はない。

【再就職手当受給者の職場定着率（年度別）】

	受給者計		うち残日数2/3以上		うち残日数1/3以上	
	6月定着する割合	1年定着する割合	6月定着する割合	1年定着する割合	6月定着する割合	1年定着する割合
平成17年度	82.1%	68.2%	81.9%	67.9%	82.9%	69.4%
平成18年度	82.3%	68.9%	82.2%	68.7%	82.8%	69.8%
平成19年度	83.0%	69.8%	82.9%	69.7%	83.5%	70.7%
平成20年度	83.7%	70.9%	83.6%	70.8%	84.0%	71.3%
平成21年度	84.1%	70.9%	83.8%	70.4%	84.8%	71.8%
平成22年度	83.5%	70.2%	83.2%	69.9%	84.3%	71.4%
平成23年度	82.8%	69.3%	82.5%	69.0%	83.6%	70.2%
平成24年度	82.4%	69.2%	82.2%	69.0%	83.1%	70.0%
平成25年度	82.6%	69.5%	82.5%	69.3%	83.1%	70.1%
平成26年度	83.5%	70.4%	83.4%	70.3%	83.7%	70.5%
平成27年度	83.0%	70.1%	83.0%	70.1%	83.1%	70.2%
平成28年度	80.9%	68.3%	80.9%	68.3%	80.9%	68.2%
平成29年度	80.8%	68.1%	80.8%	68.1%	80.8%	68.1%
平成30年度	80.9%	68.3%	80.9%	68.4%	81.0%	68.1%
令和元年度	81.3%	69.3%	81.2%	69.3%	81.4%	69.4%
令和2年度	81.3%	68.6%	81.2%	68.5%	81.6%	69.1%
令和3年度	81.2%	68.5%	81.0%	68.2%	81.7%	69.2%
令和4年度	81.0%	68.6%	80.9%	68.4%	81.5%	69.0%
令和5年度	81.1%	68.8%	81.0%	68.7%	81.4%	69.2%
令和6年度	81.4%	69.5%	81.2%	69.2%	82.1%	70.2%

(注) 各年度に就職し再就職手当を受給した者の令和8年5月末時点の状況を特別に調査した。ただし、平成23年度については、令和7年5月末時点の状況を、平成21～22年度については、令和5年5月末時点の状況を、平成17～20年度については、平成24年10月末時点の状況を調査したもの。

論点（求職者給付等について）

- 失業中の生活保障など労働者の生活と雇用の安定といった雇用保険制度の役割に鑑み、基本手当（給付水準等）の在り方等についてどのように考えるか。
- また、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方について、どのように考えるか。
- 令和8年度末に期限が到来する以下の暫定措置の在り方について、どのように考えるか。
 - ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者に対する所定給付日数等を拡充する措置
 - ② 地域延長給付